

令和4年3月15日

◎下村委員長 ただいまから総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

◎下村委員長 本日の委員会は昨日に引き続き、「付託事件の審査等について」であります。

〈文化財課〉

◎下村委員長 それでは、文化財課の説明を求めます。

◎中内文化財課長 文化財課の令和4年度当初予算及び令和3年度補正予算について御説明いたします。お手元の資料ナンバー②議案説明書(当初予算)の681ページを御覧ください。

令和4年度当初予算一般会計の歳入でございます。主なものにつきまして御説明いたします。

中ほどの国庫補助金1億7,289万6,000円につきましては、文化財の保存や調査等の事業に対する文化庁からの補助金でございます。令和3年度と比べまして7,890万6,000円の増となっております。

次に下から4段目の受託事業収入につきましては、国直轄の公共事業でございます、芸芸道路におきまして、埋蔵文化財の発掘調査を国土交通省から受託することに伴う歳入でございます。前年に比べまして1,362万円の減となっております。

続きまして、歳出の御説明をさせていただきます。683ページをお願いいたします。5文化財費でございます。令和4年度当初予算額は5億2,648万4,000円で、前年度と比較しますと2億3,611万1,000円の減額となっております。主な要因としましては、旧陸軍歩兵第44連隊跡地の土地購入及び民俗芸能緊急調査が令和3年度で完了したことによるものでございます。

それでは、主なものにつきまして、右の説明欄に沿って御説明させていただきます。1高知城保存管理費につきましては、高知公園の管理運営等についての経費でございます。

1つ目の高知公園管理運営委託料は、高知公園全体の管理、運営業務を指定管理者に対して委託するための委託料でございます。平成30年度から令和4年度の間、入交グループ高知公園管理組合を指定管理者としております。

次の高知城保存整備等事業委託料につきましては、平成30年度から実施しております高知城石垣カルテ作成のほか、防災設備改修工事の施工管理など、文化財としての保存と公園利用者の安全確保のための委託業務でございます。

1つ飛ばしまして、高知城保存整備工事請負費につきましては、防災設備改修工事及び本丸にございます納戸蔵の外壁のしっくい補修工事を行います。防災工事の改修工事につきましては、昨年度当初予算で債務負担行為を御承認いただきまして実施しているもの

で、既に各工事とも本年度分につきまして契約を行っており、本年度に続きまして、梅ノ段の新設ポンプ室の建築主体工事などを進めていくものでございます。

次の684ページをお願いいたします。2文化財管理調査事業費でございます。

3つ目の調査委託料につきましては、特別天然記念物のニホンカモシカについて、専門機関に委託をして調査するもののほか、旧陸軍歩兵第44連隊跡地でございます弾薬庫、講堂の改修工事の基本設計を令和3年度に引き続き行うものでございます。

次に4つ下の文化財保存事業費補助金につきましては、国、県の指定文化財の修理や、民俗芸能の伝承などの活動を支援するための補助を行うものでございます。

続きまして、3埋蔵文化財発掘調査事業費でございます。

まず、調査委託料につきましては、先ほど歳入で御説明しました、国から委託を受けた発掘調査の業務を公益財団法人高知県文化財団に委託して実施するものです。令和4年度は、安芸道路の東野土居遺跡の発掘調査などを実施いたします。

次の遺跡情報公開システム運用保守委託料は、平成26年度から埋蔵文化財包蔵地などの情報を当課のホームページで公開しておりますが、このシステムの運用保守に係る委託料でございます。

685ページをお願いいたします。4埋蔵文化財センター管理運営費でございます。こちらは南国市でございます、県立埋蔵文化財センターの管理運営に関する経費でございます、指定管理者に対する委託料でございます。指定管理者は、公益財団法人高知県文化財団でございます。平成30年度から令和5年度までを指定期間としてございます。

次に、686ページをお願いいたします。債務負担行為について御説明いたします。1つ目の高知城防災施設整備事業費は、歳出の項で御説明しました高知城の防災設備の改修に係るものでございます。令和4年度に発注し、令和5年度にかけて実施する予定の追手門ポンプ室に関する債務負担行為1,343万9,000円を追加でお願いするものでございます。

2つ目の史跡保存整備等事業費交付金につきましては、教育委員会の別途配付資料、総務委員会資料、議案説明資料、青いインデックスのついでる資料でございます。こちらの文化財課のインデックスのページをお願いいたします。

債務負担行為の総額は、4,719万円お願いするところでございます。

まず、この事業の概要につきまして御説明させていただきます。一番上の1瓜尻遺跡の重要性を御覧ください。今回、安芸市立安芸中学校の統合中学校が整備される敷地で、詳細が確認されました瓜尻遺跡につきましては、7世紀から8世紀にかけての古代安芸郡の重要な統治機構の存在をうかがわせる遺構群であると。また、土佐の歴史を一変させる可能性がある遺跡であると、安芸市が設置しました有識者による調査指導委員会から見解が示されますとともに、文化庁からも西側の寺院跡推定地と合わせまして、国史跡に相当する価値があるものであると高く評価されております。

次に、中段の2遺跡内での学校整備についての項に記載してございますが、こうした見解を踏まえまして、安芸市におきましては校舎の配置や基礎工法の変更など、遺跡の保存に取り組むための設計変更等を実施しました。これに伴いまして、工事費の追加が生じることになりました。

県といたしましては、3県の支援についてに記載してございますけれども、支援の考え方を整理してございます。本遺跡の保存・活用につきましては、本来は安芸市の責務でございますが、専門家の評価により重要な遺跡であることが新たに確認されますとともに、市が学校整備に当たりまして、遺跡保存のための対応を行ったことを踏まえまして、また、将来にわたり、保存・活用の明確な道筋をつけるということを要件とした上で、遺跡の保存・活用に必要となる、施設のかかり増し経費に対して支援を行おうとするものでございます。

具体的には、令和4年度から始まります校舎などの学校施設整備に対し、国から交付されます補助金等及び過疎対策事業債の発行に伴い、交付される地方交付税などを除く実質負担分のうち、増加経費の2分の1を上限としまして、支援することを想定してございます。

事業期間としましては、校舎整備が令和4年度から5年度にかけて実施されることを踏まえまして、事業費の精算確定が6年度になりますことから、令和6年度までの事業期間としてございます。

次に、補正予算について御説明させていただきます。お手元の資料ナンバー④の議案説明書（補正予算）の353ページをお願いいたします。

当課の2月補正予算につきましては、全体で5,644万2,000円の減額となっております。

右側の説明欄に沿って御説明いたします。まず、1文化財管理調査事業費ですが、これにつきましては旧陸軍歩兵第44連隊跡地の土地購入に当たりまして、財務省との見積り合わせの結果、想定より安く購入できたことによる減額でございます。

また、文化財保存事業費補助金につきましても、事業主体の申請額が計画見直しによって下回ったことによって減額となっております。

2埋蔵文化財発掘調査事業費につきましては、全体で421万3,000円の減額となります。内容としましては、調査委託料は国土交通省から委託を受けた、直轄事業の埋蔵文化財発掘調査につきまして、人件費等の減額により減額をお願いするものでございます。

また、試掘確認調査などの箇所数の減によりまして、事務費も減額とさせていただきます。

3埋蔵文化財センター管理運営費につきましては、指定管理代行料のうち、指定管理者である公益財団法人高知県文化財団の人件費が減額となったことによりまして、700万円減額をお願いするものでございます。

続きまして、355ページをお願いいたします。次に、繰越明許費につきまして、御説明をいたします。事業名の欄、高知城保存管理費、1億3,332万3,000円が繰越予定額でございます。これにつきましては、高知城西の丸、西側石垣改修工事につきまして、石垣上部の盛土が想定より軟弱であったこと、また門跡と推定される遺構が確認され、設計内容の見直しが必要となりましたことから、工事及び調査期間が延びることとなりました。

また、高知城防災設備工事につきまして、9月議会について予算を承認いただいたところですので。そのうち、工事の発注を順次行ったところでございます。

現在梅ノ段に新設するポンプ室の基礎工事を行っているところでございますが、こちらも史跡内の工事でございます。遺構の確認など文化財への影響を最小限にとどめるための調査などに日時を要しましたことから、全体工程の見直しが必要となり繰越しをお願いするものでございます。

次の文化財管理調査事業費につきましては、安芸市の土居廓中重要伝統的建造物群保存地区などの保存処理事業で、事業主体である市町村において、契約不調により計画の見直しが必要となり、事業遅延が生じたことから繰越しをお願いするものでございます。

最後に、高知県部設置条例の一部を改正する条例議案について御説明させていただきます。資料ナンバー⑤の14ページをお願いいたします。

本条例案につきましては、文化財の保護に関する事項を知事部局に移管することについて、総務部から御説明もさせていただいたところでございます。今回、この移管に伴いまして、同条例議案の附則におきまして、高知県文化財保護条例及び高知県立埋蔵文化財センターの設置及び管理に関する条例を、合わせて全改正することになっております。改正内容としましては、移管に伴い教育委員会で行うこととしていた事務を知事が行うこととなるため、所要の改正を行うものでございます。引き続き、文化財所有者や市町村などと緊密に連携し、文化財の保存・活用に取り組んでまいります。

以上で、文化財課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎中根委員 補正の353ページの埋蔵文化財センター管理運営費のところ、700万円の減額が出ております。人件費と伺いましたが、次々重要な埋蔵文化財なども発掘調査が必要になっているような状況のもとで、人件費というのは、人の人数が減っているのかどうか。高知県は他県に比べて、そんなに人が多くないと認識していますが、その辺りはどうなっているのでしょうか。

◎中内文化財課長 減額理由としましては、人員の定数削減ということではございません。予算算定時に用いました単価から、人事異動によりまして給与単価が下がったことによるものでございます。

◎中根委員 人員変化はないということですか。

◎中内文化財課長　　ごさいません。

◎中根委員　　分かりました。

◎上田（貢）委員　　スプリンクラーの件ですけども。以前からずっと設置を要望してまして。今回首里城の火災なんかで、急遽見直しをすることになりましたが。前から設置はなかなか容易じゃないということで。何基ぐらいつけるのか。

◎中内文化財課長　　スプリンクラーにつきましては、500基余り設置する予定です。

◎上田（貢）委員　　それとあと、梅ノ段に大きな防火水槽の工事をやられてますけども。あれは結構大がかりな工事だと聞いてます。半年ぐらいかかるというお話もありますけども。どんな進捗ですか。

◎中内文化財課長　　梅ノ段の防災施設のポンプ室につきましては、契約を令和3年12月18日にいたしまして、本年、令和4年7月15日までの工期で実施しております。現在、地下にポンプ室の水槽を設けるための基礎掘削が終わったところでございます。

◎坂本委員　　安芸市の遺跡の保存・活用に係る支援についてということなんですが。県の支援に当たっての要件ということで、3つ要件が示されていますけども。これは、市がそういうことをやることを前提に支援しますよということになれば、例えば将来にわたる遺跡の保存・活用に向けた専門職員の配置というのは、市として専門職員を配置しなさいということになってくる。この遺跡というのは本当に、市にとっても大きな、いろんな意味でのアピールポイントになると思いますし、学校にとっても、直接敷地の中にあって、学びの場にもなってくるわけで有効なものですから、当然専門職員を配置して、保存・活用していくというのは、大事なことだろうと思うんですけど。市が単独でやるということになると、相当の負担になったりすることはないんでしょうか。

◎中内文化財課長　　先ほどの上田委員のお尋ねで、スプリンクラーヘッド数の間違いがございまして。154ヘッドでございまして。申し訳ございません、訂正させていただきます。

先ほど、坂本委員から御意見がございました、安芸市への支援でございますけども。まず、専門職員を配置していただいて、その人材を育てていくという視点で、安芸市とは協議をしてみたいと考えております。また、先ほどからお話を頂きました、学校においても、この遺跡の内容につきまして安芸市において、御紹介いただくということもお伺いしております。また、文化財保存活用地域計画という、平成31年4月に改正施行されました、文化財保護法に基づく計画をつくっていただき、着実に実行していただくことで、ほかの安芸の土居廓中であつたり、岩崎弥太郎邸であつたり、地域の暮らしと文化を広く、市民の皆さん、県民の皆さんにもアピールしていただくと考えております。

◎坂本委員　　そういう意味では、市の負担としては最低限これだけはやってもらうということで、それ以上に県が支援をするということは、なかなか難しいということですかね。

◎中内文化財課長　　御説明もさせていただきましたが、本来、遺跡の保存につきましては、

市町村が主体的に行うべき責任でございます。そういった意味で、今回、非常に重要な遺跡であるということも鑑みまして、遺跡の保存もするというのもございますので、特別な事業として準備をしたものでございます。そういう意味で、人的な御支援につきましては、安芸市にも十分御意向も伺いながら、さらに調整してまいりたいと考えています。

◎三石委員 銃刀法の銃砲刀剣類登録審査委員の報酬3名分は、以前、報酬が安過ぎではないかということで、もう少し上げたらどうかと言うたことがあると思うんですね。これは特殊な才能というか、誰彼できんことなんですね。これは月2回やってますよね。1人は中村からも来られてると聞いてますけど。以前に比べて報酬料は上がったんですか。上がってなかったら、どうして上がってないのか。そこら辺りは、どういうことになってるか。

◎中内文化財課長 この件につきましては、全国の調査もさせていただいて、ほぼ当県と大きくは変わらない状態でもあると。逆に低い県もある状況の中で、今、三石委員の御指摘がございました、業務の特殊性は非常に高いということで、何とかできることがないのかということは種々考えてまいったんですけども。現在のこの報酬の月額につきましては、ほかの条例に基づく委員の設置と同様に定められておまして。高知県内の、いわゆる条例設置の審議会の委員につきましては9,000円で、ほぼ一律でございますので。そういった中で、これまでの業務の中で、少しでもお支払いできるものはないのかということも含めまして、月1回の審査会以外に、特別に審査をしていただいたときだったり、そういったところについては、報酬を支払わせていただくという対応はさせていただいてます。また、遠隔地から審査会に出向いていただいている委員の方もおいでますので、これにつきましては当然、旅費を支給させていただきまして、御負担がないようにということでは対応させていただいております。

◎三石委員 特別な審査をやられる方は、誰彼できないようなことをやられてるんで。配慮されてますけれども、またその辺りもさらに配慮していただくように、お願いをしておきたいと思います。

◎黒岩委員 高知城の北曲輪、そして西庁舎の前の土地ですね。これは文化財課で、北曲輪はマンションが当時建つだろうということで、購入費を議案として提案されて購入したんですが。現在公園のような感じになってると思うんですが。西庁舎の前ですね、駐車場みたいですが。その利活用という趣旨からすると、本来そういう側面はなかったはずなんやけど。今後どうするのか。その辺り、どんな見解をお持ちですか。

◎中内文化財課長 先ほどお話がございました、現在駐車場で使用しているところにつきましては、国の財務省が所有している土地でございます。新型コロナウイルス感染症対策の対応の関係で、高知県等に貸し付けておるということは、お話をお伺いしてございます。こちらの土地につきましては、既に国の史跡に指定されておる土地でございます、財務

省とも今回の利用が終わりましたら、文化庁に所管替えをした上で、史跡としての保存・活用を図っていくということで、事前に指定の段階で御了解いただいているところでございます。そこは計画的に進めてまいりたいと思います。

◎黒岩委員 北曲輪は今の現状のままです。西庁舎の前は、今後様々な方向性を考えるということですか。

◎中内文化財課長 北曲輪と、それから西庁舎の前のところの一部整備を、平成27年度に行っております。ここにつきましては、現状で整備完了ということになります。先ほど御説明しました、駐車場の部分と一体的な整備ができましたら、多くの方に高知城の西側の、堀のあった歴史的景観を感じていただけるような形で、整備ができればとは思っております。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈保健体育課〉

◎下村委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎前田保健体育課長 初めに令和4年度、当初予算について、主要なものを中心に御説明させていただきます。資料番号②当初予算説明書の687ページをお願いいたします。

歳入予算の特定財源について御説明いたします。9国庫支出金の2国庫補助金についてです。右側の説明欄を御覧ください。

まず、要保護児童生徒援助費補助金については、県立中学校及び特別支援学校の要保護児童生徒の医療扶助及び県立中学校の給食扶助に係る補助金でございます。

2つ目の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、経験豊かな退職養護教諭を学校に派遣します、スクールヘルスリーダー派遣事業に関わる補助金でございます。

3つ目の地方スポーツ振興費補助金は、顧問に代わって単独での指導や引率ができる、運動部活動指導員配置事業に係る補助金及び四国4県で開催します、令和4年度全国高等学校総合体育大会推進事業に係る補助金でございます。

4つ目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、各体育大会、具体的には中学校、高等学校、定時制、通信制の県体育大会の開催に当たり必要な新型コロナウイルス感染症対策に係る補助金でございます。

14の諸収入についてです。これは、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けての実践研究などを行う地域運動部活動推進事業を、国からの委託を受けて実施する民間団体からの収入や、県立学校の体育施設開放事業に伴い、利用者が負担する光熱水費などの収入でございます。

次に、歳出予算について御説明いたします。688ページをお願いします。2児童費の3保健体育費です。

右の説明欄を御覧ください。1学校給食推進費は、学校給食の運営普及充実と食育の推

進に関するものでございます。

1つ目の健康診断委託料は、県立学校の栄養教諭、学校栄養職員などの給食従事者に対する健康診断委託料でございます。

2つ目の衛生管理研修会実施委託料は、学校給食における衛生管理の徹底と、職員の資質向上を図るため、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、約600名の学校給食関係者を対象に年1回、衛生管理食育研修を開催するものでございます。

3つ目の食育推進事業委託料は、望ましい生活習慣の基礎となる朝食の摂取を推進するために、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、ボランティアによる食事提供活動の充実を図るものに加え、令和4年度からは新たに高知県学校栄養士会に委託し、栄養教諭等による朝食に関するアンケート調査の実施や、食育教材の作成、資質向上を図るための研修会などの開催により、朝食摂取率の向上や望ましい生活習慣を実践する力を育成するものでございます。

1つ飛ばしまして、5つ目の定時制高等学校夜食費補助金は、高知商業高等学校定時制の勤労学生の学校給食に要する経費の一部を補助するものでございます。

6つ目の給食扶助費は、県立中学校の要保護及び準要保護生徒の給食費を補助するものでございます。

事務費の主なものは、県立夜間定時制高等学校の勤労学生の学校給食に要する経費や、学校給食衛生管理指導に要する経費などでございます。

2 学校保健推進費は、学校保健の充実と児童生徒の健康管理に関するものでございます。

1つ目の学校医等報酬は、学校三師、いわゆる学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬でございます。

2つ目の健康診断委託料は、県立学校の児童生徒の健康診断委託料でございます。

689ページをお願いいたします。1つ目の学校医等配置委託料は、学校三師の配置を医療機関に委託するものでございます。

2つ飛ばしまして、4つ目の医療扶助費は、県立中学校及び特別支援学校の要保護及び準要保護児童生徒が虫歯、中耳炎などの学校病にかかった場合の医療費を扶助するものでございます。

事務費の主なものは、養護教諭等の研修費用経費や健康教育の充実を図るための外部講師の派遣に要する経費などでございます。

3 学校体育推進費は、子供の体格、体力、運動能力の実態調査を実施し、その結果を学校体育活動に活用したり、遊びや運動の機会を増やしたりすることにより、体力、運動能力の向上を図るものでございます。また、教員の指導力向上を図るための研修会への派遣や、運動部活動の指導に地域の指導者を活用し、運動部活動の活性化を図るものでございます。

1つ目の大会運営委託料は、中学校、高等学校、定時制、通信制の県大会における運営を競技団体に委託するもの及び大会会場の警備委託でございます。

2つ目の地域運動部活動推進事業委託料は、令和5年度以降の休日の部活動の段階的な地域移行に向けての実践研究などを、市町村教育委員会や総合型地域スポーツクラブに委託するものでございます。

2つ飛ばしまして、5つ目の全国高等学校総合体育大会実行委員会負担金でございます。赤いインデックスの議案説明資料、保健体育課の1ページを御覧ください。

左上の事業概要にございますとおり、全国高等学校総合体育大会、通称インターハイが、いよいよ今年の夏に四国ブロックで開催されることとなっております。本県での開催は、平成10年大会から24年ぶりとなっております。総合開会式は徳島で行われ、本県では、7月26日から8月23日まで、8競技10種目の競技種目別大会が開催されます。令和2年5月には高知県準備委員会を、令和3年3月には、県や開催地市、競技関係者を中心とし、輸送、交通、医療、宿泊など、幅広い関係者を構成メンバーとした高知県実行委員会を設立いたしました。令和4年度は開催年度となるため、今年の夏の大会開催に向け、一層準備を進めてまいります。

資料の中ほど、実施内容案の令和4年度全国高等学校総合体育大会実行委員会の事業にございますとおり、令和4年度の高知県実行委員会の予算案としまして、会場設営、競技用品の購入、役員等の旅費、大会プログラムの印刷費、高校生活動や広報に係る経費など、総額4億4,748万9,000円を予定しております。このうち、2億6,910万1,000円が当負担金となっております。

そのほかは、開催市及び全国高等学校体育連盟、高知県高等学校体育連盟からの負担金、大会に参加する選手からの参加料、協賛金や寄附金などがございます。当負担金につきましては、教育長が会長である令和4年度全国高等学校総合体育大会高知県実行委員会に対する支出となることから、双方代理の事前許諾をお願いいたします。

双方代理につきましては、7つ目にあります、令和5年度全国中学校体育大会対策費補助金も該当するため、そちらで詳しく御説明させていただきます。資料番号②当初予算の689ページにお戻りいただきたくお願いいたします。

6つ目の部活動指導員配置促進事業費補助金は、県内の市町村立中学校の運動部活動において、単独で指導や引率ができる運動部活動指導員の配置に要する経費の一部を補助することにより、指導体制の充実や担当教員の負担軽減を図るものでございます。

7つ目の令和5年度全国中学校体育大会対策費補助金でございます。令和5年度に、四国ブロックで全国中学校体育大会の開催が予定されております。本県では平成26年大会から9年ぶりの開催となり、開催市は高知市、安芸市で開催競技種目は、相撲、卓球、軟式野球、バドミントンの4種目を行うこととしております。令和4年度は、県、開催市、競

技団体関係者などが中心となる高知県実行委員会を設立し、開催準備を進めてまいります。

補助金は、この令和5年度全国中学校体育大会高知県実行委員会への補助でございます。当補助金につきましては、教育長が会長である令和5年度全国中学校体育大会高知県実行委員会に対する支出となることから、双方代理の事前許諾をお願いいたします。

教育長が代表である団体への負担金及び補助金につきましては、民法第108条の双方代理の関係にあり、同一の法律行為については、相手方の代理人として、また、当事者双方の代理人とした行為は、代理権を有しない者がした行為とみなすとされております。令和4年度全国高等学校総合体育大会高知県実行委員会、令和5年度全国中学校体育大会高知県実行委員会ともに、負担金及び補助金の申請、請求、受領などの権限を副会長に委任し、双方代理を解消する予定ですが、加えて、同法同条、ただし債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為についてはこの限りではない、を踏まえまして、双方代理による契約を有効なものにするため、議会から事前許諾を頂きたく御説明させていただいております。よろしくをお願いいたします。

事務費の主なものは、運動部活動指導員を各県立学校に配置する経費や、各種体育大会に生徒を引率するための旅費及び全国高等学校総合体育大会推進室の運営に係る経費、大会開催のための備品購入などでございます。

以上、保健体育課の令和4年度当初予算は、5億1,969万5,000円で、対前年度比は217.6%となっております。主な増加は、令和4年度全国高等学校総合体育大会が開催年度となるため、負担金、備品購入費などの増額でございます。

続きまして、令和3年度補正予算について、御説明させていただきます。資料番号④補正予算説明書の356ページをお願いいたします。歳入予算の特定財源の補正について御説明いたします。

最初に、9国庫支出金、2国庫補助金のうち、1つ目の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、スクールヘルスリーダー派遣事業の派遣回数、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

2つ目の教育支援体制整備事業費補助金は、運動部活動指導員配置事業において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う部活動の制限により、運動部活動指導員が活動できない期間があったことや、配置人数が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、3委託金のうち1つ目のスポーツ振興事業委託金は、地域運動部活動推進事業の事業実施希望団体が少なかったことにより、当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

2つ目の初等中等教育等振興事業委託金は、がん教育総合支援事業の国費が採択されなかったことによるものでございます。

次に、歳出予算の補正について御説明いたします。357ページをお願いいたします。歳出は総額で3,455万3,000円の減額補正となっております。

2 児童費の3 保健体育費で、右側説明欄の1 学校給食推進費の減額は、扶助対象人数が当初の見込みを下回ったことによる、給食扶助費の減額によるものでございます。

事務費は、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会がリモートによる実施となったことなどによる旅費の減額でございます。

次に、2 学校保健推進費の減額は、児童生徒の受診人数が見込みを下回ったことによる学校医等報酬の減額によるものでございます。

事務費は、新型コロナウイルス感染症の影響で、研修会がリモートによる実施となったことなどによる旅費の減額及び先ほど歳入で御説明しました、がん教育総合支援事業の国費が採択されなかったことによるものや、スクールヘルスリーダー派遣事業の派遣回数当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次に、3 学校体育推進費の減額は、先ほど歳入で御説明しました、地域運動部活動推進事業の実施希望団体が少なかったことによる、地域運動部活動推進事業委託料の減額及び市町村立中学校において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う部活動の制限により、運動部活動指導員が活動できない期間があったことや、配置人数が当初の見込みを下回ったことによる部活動指導員配置促進事業費補助金の減額によるものでございます。

事務費の主なものについては、新型コロナウイルス感染症の影響により、研修会がリモートによる実施となったことなどによる旅費の減額及び県立学校において、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う部活動の制限により、運動部活動指導員の配置に係る報酬、職員手当、旅費が当初の見込みを下回ったことなどによるものでございます。

保健体育課の説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎三石委員 部活動指導員配置促進事業費補助金が2,700万円余りついてますけど。今年度はコロナで、なかなか事業も進まなかったという報告がありましたけど。今回この予算は、具体的に人数から始まって、どういう状況を想定してるのかお聞きしたいです。

◎前田保健体育課長 今年度の部活動指導員につきましては、当初、市町村におきましては58名の要望がありまして、実質42名の配置になっております。1つは3月の人事異動により、新しく専門が配置され学校側が希望していた専門がないという状況がなくなったことによります。1つ、先ほど説明させていただきましたが、部活動を制限する期間が出ておまして。第4波が、5月24日から7月20日で74日間、第5波が、8月16日から9月21日までで、そこでは特別警戒とか非常事態、まん延防止、それから現在1月30日から、今のところ36日ぐらいたっておりますが、今も特別警戒、まん防などが含まれてまして、稼業日に限り週3日で、週休日等は禁止ということをやっております。そういう部分で、

活動の指導員に対する支払いが少なく、かなり減額をお願いすることになっております。来年度につきましては、市町村が希望する人数を、予定しております県立学校についても、本年度並みの配置をする予定で取り組んでおります。

◎三石委員 部活動というのは本当に大事なことで、主にどういう指導員を希望しとるんかね。どういう形で人選してるんでしょうかね。各市町村からの要望もあるみたいやけど。

◎前田保健体育課長 これにつきましては、10月、11月頃に、国から要綱が出てまいりますので、それに合わせて市町村に流しております。人につきましては各学校、あるいはその市町村に探していただくということになっております。今のところ指導員につきましては、一般の会社員の方、退職教員の方、あるいはその競技団体の方とか、大学生であったり、いろんな方に関わっていただいております。それまで各学校で、いろいろ指導していただいた方が引き続き行ったりなどあります。

◎三石委員 野球にしても、ハンドボールにしても、文化系にしてもやね、部活で活動した子は必ず教室へ帰るわけよね。教室へ帰ったら担任の先生がおりますよね。担任がいれば、副担任もおるし、教頭、校長もおる。そこで、そういう学校の先生方と指導員との関係というか、両輪で非常に大事だと思うんだけど、トラブルとか問題点とか、そういうのは今までなかったですか。

◎前田保健体育課長 市町村からも特にそういうのは、自分は聞いておりませんし。県立学校につきましても、配置前研修ということで、管理職の方にも、その指導員の方に対して話をさせていただいたり、うちのほうで研修をやったり、あるいは技術的なことについても、指導力向上みたいな研修もやっておりまして。各学校からも、毎月の報告が上がってまいりますので。そういった形の中で、確認しながらやってる状況です。当然、指導ができない教員のところに、主に充ててるところもありまして。そういう部分では、技術力が上がっていくことに、生徒から喜びのうれしい声が届いたこともございますので。引き続きしっかり続けていきたいと思っております。

◎三石委員 例えば野球やったら野球で、専門ではないけれどもやね、その学校の教諭を充て職じゃないけど充てると。実際指導員もやると。その校務分掌はどうなってるんですか。任せっきりじゃないでしょう。

◎前田保健体育課長 各学校の実情に応じて、教員の働き方改革もありまして、その中でやっぱり時間外がかなり多い方とか、全員希望する通りはちょっと張れないところもありますので。各学校からも要望が出てきまして、その中でも優先順位。やっぱり校務分掌が忙しくて、指導ができないというようなところも、うちのほうで判断させていただきながら、各学校のできるだけ希望に沿うような形で配置してるのが現状です。

◎三石委員 やる以上はね、競技力も向上しながら、順位にしたって優勝を目指すことは、非常に大事なことやけれども。やっぱり学校で生活をせないかんわけで。勉強も当然やら

ないかんし、掃除とか、いろんな学校の生活の中でやらないかんこともたくさんあるわけよ。そういうことも考えて、指導員は、生徒たちに接していただいているとは思っただけでも。ただその競技だけ見て、その後学校へ、クラスへ帰っても、どうでもいいことにはならんと思うわけです。そこら辺りは、指導員は分かってるのかな。

◎前田保健体育課長 県立学校でいきますと、時間講師を現在やってる方が3割ぐらいはやっぱりいまして、一緒に授業もやりながらというようなところもあります。あと先ほど退職された方で、今まで教員されてきた方も当然おります。そういった方が同じ学校で話もいろいろしたりとか。教員同士で、そういう話もできていくかと思っております。その辺り、研修等をしっかりしていきたいと思っております。

◎三石委員 本当に学校の先生方、教諭と同じ思いで、部活動の指導もしていただきたい。そういうことをお願いしたいと思っております。

◎坂本委員 高校総体の関係で。その競技関係費の中に、感染症予防対策等というのがあるわけですが。感染症予防対策をどう講じた上でやろうとされてるのか。例えば、選手団には必ずPCR検査を、どの段階かで受けてもらうとか。いろいろあろうかと思うんですけども。検討状況があれば教えてください。

◎市川保健体育課企画監（全国高等学校総合体育大会担当）兼全国高等学校総合体育大会推進室長 全国高等学校総合体育連盟から、コロナウイルスの対策基本方針第3版というのが12月に出ております。それを基本にして、今、計画を立てておりますが。PCR検査は、全体が受けるという形にはしてはおりませんが、これから競技団体等と検討していく中で、競技によりPCRを受けることをつけるという話も、幾つかの競技からは聞いておるところでございます。

県としての対策は、もちろん消毒や3密を避けるといった基本的な対策。それから、一般受付で少し予算をとって、一般の受付対策。それからもともとは、毎年補助員がいろいろ清掃等もしてはございましたけれども、そういう清掃等も今感染のリスクが高くなりますので、そういうところも委託でやっていく、そういう基本的な感染対策というところでの予算は上げております。そして、この全国高体連の基本方針に基づいてはおりますけれども、実際に感染者が出たらどうするのかというところについても、今は四国ブロックの中で、対策について一定の線というところを協議できないかということで、協議を進めているところでございます。

◎坂本委員 その高体連の基本方針に基づいてということなんでしょうけども。さっき言われてた、PCR検査を一律にやるのではなくて、競技によってはというお話もあったんですけども。その辺は感染状況の拡大期なのか、縮小期なのかということもあたりはするんでしょうけども。競技によって対応が違っているというのは、果たしてどうなんだろうかなと思ったりもします。今でもいろんな形でPCRであったり、あるいは抗原検査をや

ったりとか、ただ一方で抗原検査の検体が少ないからということで、PCRをしてもらったりしてるんですけども。今のお話を聞くと、何かこう心配な気がしたんですけども。今後さらに、具体的に詰めていくという予定はあるんですかね。

◎市川保健体育課企画監（全国高等学校総合体育大会担当）兼全国高等学校総合体育大会推進室長 競技団体別のPCR検査というのは、やはり接触が激しいレスリングとか、そういうところは今でもPCRをしております。今後感染状況とか、国の動向、それと県の感染状況を見ていく中で、そういう対策をどこまで強化していくかというところは、これからの状況を見て、具体的に詰めてまいりたいと思います。

◎坂本委員 ぜひ、全国から来られるわけですので。そんな中で一定、観客を制限したりとかあたりはするかもしれませんが。いずれにしてもせっかくの機会ですから、生徒たちにそういった場を保障してあげる意味でも、感染症対策をきちんとやった上で開催できるように、ぜひそここのところは十分に、これから御検討いただけたらと思います。

◎黒岩委員 この総合体育大会の令和元年の大会の実績が、選手、監督、役員、それから補助員、1万5,000人という数が出てるんですけど。今の準備状況はどうですか。

◎市川保健体育課企画監（全国高等学校総合体育大会担当）兼全国高等学校総合体育大会推進室長 あくまでこの1万5,000人は、令和元年度の総体をベースとしております。その中で選手、監督につきましては9,500人程度。それから補助員、役員については5,500人程度と、南部九州総体はそういうことになっております。選手、監督につきましては、現在のところ同じ9,500人程度の予定をしております。あと、競技役員、補助員につきましては、今人役ということで、これぐらいの仕事数ということで、各学校へお願いしてある数はあります。全部で、補助員でしたら7,882人日という形でお願いしておりますので、それが学校によって何人出てくるかという最終調査がまだです。その補助員、役員についての最終の人数は、4月、5月に出てくると思いますけれども。今のところ仕事数としては、3,000程度ということでありまして。それが1つの仕事を2人ですれば、それが倍になるということですので、最後の実績は1万3,000人から5,000人程度になろうという想定でございます。

◎黒岩委員 大変に大がかりな大会になろうかと思います。あと4か月後ということで準備が大変だと思いますけれども。様々な選手にとっては触発できる、非常に有意義な大会になろうかと思いますので、無事故でできるように、色々大変だと思いますが、よろしくお願ひしたいと思います。

◎依光委員 県立高等学校の配置人数が38人になってる。令和3年度は42人ながですよ。少ないのは、希望がなかったとか。どうして少ないかなと思って。

◎前田保健体育課長 これは予算的なものでして。予算をとった後に、各学校の要望によりまして、マックス11時間で張るのではなくて、6時間で張ったりする人数が増えてきま

す。実質、今年度につきましても、予算に対して実際にはかなりの多くの人数を張っているということがございまして。予算的に不用額もちょっと出ているところもあります。そういった調整の中で現状よりもちょっと下がっているところなんです。ただ、実際に張ることになったら、また各学校と調整しながら、できる限り多くの人数を張りたいとは思っております。

◎中根委員 学校保健推進費で、いのちの教育プロジェクトについて伺います。今年度も随分努力してくださったと思いますが、世界でもSDGsとかジェンダー平等、それから生理の貧困の問題と、命の教育に関わる様々な中身が表面化して、やっぱりみんなで学び合って、きちんとした知識を身につけるべきという、そんな時代になってると思います。そんな中で、今年度の教育実績は、幾つかの高校に限られていると思うんですけども、そういう意味では高校3年間で1度だけの教育プロジェクトになるのか、毎年重ねる中身にはならないのか、その辺りの考え方をちょっと教えてください。

◎前田保健体育課長 まさにこの性教育につきましては、小学校、中学校、高校においてそれぞれ教科書の中で取り扱うようになってますので。それを去年度、新たにやる内容につきまして、特活も含めましてうちのほうで整理しまして、今性に関する指導の手引を作成しております。その内容について各講習でしっかり責任を持ってやっていこうということで、校長会とか市町村教育長会でも説明させていただいております。昨年度につきましては、性に関するところで、外部講師の方にも入っていただいて、より深い内容で進めていこうということになりまして、その指導資料の作成も完了しまして。今年は4校の県立学校におきまして、外部講師に実際に入ってくださいまして、やっております。その中で、生徒からも保健の授業以外でも、専門の方にいろんなことを教えていただいて、すごい内容がよく分かったとか。それから子宮頸がんのこととかも、先生方にいろいろと触れていただきまして。そういった、子供たちが知っておかなければいけない内容についても、しっかりやっていただいております。

来年度につきましてはこれを、がん教育と同じように性教育も、外部の方にいっぱい協力していただきながら、派遣事業をやりたいと思っております。産婦人科医の先生、高知県看護協会の助産師会の方に協力していただきながら、80ぐらいの数を今見込んでおりますので。小中高に派遣しながら、性教育をしっかりやっていきたいと思っております。

◎中根委員 こぼれる学校がないような配慮をぜひしていただきたいなと思って質問しましたので。どうぞよろしくをお願いします。

◎前田保健体育課長 分かりました。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈人権教育・児童生徒課〉

◎下村委員長 次に、人権教育・児童生徒課の説明を求めます。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 まず、令和4年度当初予算について御説明いたします。
資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の691ページをお願いいたします。

まず歳入について、主なものを説明の欄で御説明いたします。教育支援体制整備事業費補助金は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置をはじめとする教育相談や、SNSを活用した相談支援体制の充実を図るため、国庫補助金を受け入れるためのものがございます。

その下の生徒指導総合推進事業委託金は、県教育委員会と市教育委員会が連携し、不登校の未然防止につながる取組の検証や改善を適切に行うことにより、地域全体の不登校対策を推進するため、国から委託金を受け入れるものがございます。

693ページをお開きください。続きまして、歳出について説明の欄で御説明いたします。まず、1人権教育推進費の人権教育研究推進事業委託料は、国からの委託を受け、学校における人権教育の推進を目的とした実践的な研究を、学校を指定して実施するものがございます。

1つ飛びまして、高知県人権教育研究協議会補助金は、一般社団法人高知県人権教育研究協議会が実施する、人権教育に関する各種研修会開催の経費等に対して補助するものがございます。

続きまして、2地域改善対策進学奨励事業費です。

電算処理システム保守点検等委託料は、奨学資金管理システムの保守等に係る経費でございます。

2つ目の奨学資金返還相談員設置委託料は、返還金未納者に対する納付指導や返還免除手続等の相談活動を行う、返還相談員の委託に要する経費でございます。

その下の地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金は、債務者への返還通知や免除申請などの手続は市町村を通じて行うこととしており、この事務に要する経費として25市町村に交付するものがございます。

次のページを御覧ください。1豊かな心を育む教育推進費の2つ目の相談事業委託料は、24時間の電話相談を実施するための、平日夜間及び休日における電話相談業務や、SNSを活用した相談業務を、それぞれの民間業者に委託するものがございます。

次の学校ネットパトロール委託料は、児童生徒がネット上のいじめ等のトラブルに巻き込まれていないか、学校非公式サイトやツイッターなどの監視を民間業者に委託し、早期発見、早期対応を図るものがございます。

次のスクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、スクールソーシャルワーカーを県内全市町村学校組合に配置するための経費でございます。

1つ飛びまして、不登校対策推進事業費補助金は、高知市が配置する不登校対策アドバイザーを活用した、新規不登校児童生徒の抑制を図る取組に対して補助するものがございます。

ます。6名の不登校対策アドバイザーが高知市内の各小中学校を巡回訪問し、不登校の未然防止や早期対応等の取組について指導助言を行い、各学校の取組の充実を図ってまいります。

続いて、青いインデックスの表紙に、総務委員会資料、議案説明資料と記載しております資料の16ページを御覧ください。

資料の中ほど、3取組内容の①未然防止・初期対応を重視した学校の体制の強化として、学校、スクールソーシャルワーカーと市町村児童福祉部署等との相互連携による支援体制を強化してまいります。

次に、④自治体全体での不登校対策等の推進として、指定地域の市教育委員会を中心に、保幼小中の連携強化の取組を進め、不登校対策等を自治体全体で総合的に推進してまいります。

資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の694ページにお戻りください。

説明欄の下の2心の教育センター費は、心の教育センターの管理運営や相談事業に要する経費が主なものでございます。心の教育センターにおきましては、県東部や西部での相談室の整備や、土曜日及び日曜日にも来所相談に対応し、引き続き相談しやすい体制づくりを推進します。

以上、令和4年度の歳出予算案は6億4,388万1,000円で、前年度に比べ1,631万7,000円の増額となっております。

続きまして、令和3年度2月補正予算について御説明いたします。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の358ページをお願いいたします。

歳入の9国庫支出金については、国の補助事業の内示減等により279万4,000円の減額を行うものでございます。

次のページをお開きください。続きまして、歳出について、説明の欄で御説明いたします。

まず、1人権教育推進費です。人権教育研究推進事業委託料は、国の委託事業が採択されなかったことによる減額でございます。

次の高知県人権教育研究協議会補助金の減額は、予定していた事業の一部がコロナウイルス感染拡大防止のため中止になったことによるものでございます。

続いて、2地域改善対策進学奨励事業費ですが、国庫支出金精算返納金として、5,425万5,000円を計上しております。地域改善対策奨励資金は、国の補助を受けて貸与を行っているため、貸与を受けた者から返還された額等の国庫補助相当分について国へ返還するものでございます。

次に、1豊かな心を育む教育推進費でございます。いじめ問題調査委員会委員報酬は、県の附属機関による調査を必要とする事案の発生がなかったことによる減額。

事務費につきましては、先ほど歳入予算の減額で御説明いたしましたように、国庫補助金の内示額が当初計画を下回ったことなどに伴うものでございます。

以上、人権教育・児童生徒課の令和3年度2月補正歳出予算案は、2,992万8,000円の増額となっております。

以上で、人権教育・児童生徒課の説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 1つ教えてください。学校ネットパトロール委託料の関係ですけれども。ここ数年のネットパトロールによって、いろいろ対応した問題事例というか、どういう状況で推移されてるのか教えてください。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 ネットパトロールで対応した件数は、令和元年度は1,459件、令和2年度は459件、令和3年度は、現時点で385件対応した事例がある状況です。

◎坂本委員 令和元年から2年への減少傾向の特徴は、何かありました。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 1,000件ほど減っているところでございますけれども。実は、この令和元年度に、1人が何回も相談をかけてくるという事例がございました。その方が卒業された、事案をかけてこなくなったということがございます。それからもう1つは、自分の子供のこと以外に、御自分の相談をかけてくる方もおられましたけれども、そういう方も減ったことで、減少傾向になってるというところでございます。

◎坂本委員 今のは相談についてか。ネットパトロールについてか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 済みません。件数はネットパトロールについてでございます。一定の効果が、459件の中でも見られると、業者から話はあっておりますけれども。これはツイッターとか、公開されている部分が引っかかってくると思いますけれども、最近は恐らく、公開されていないところで、子供たちがやり取りをしていることが多くなってきてるのではないかと、これは推測になりますけれども、そういう状態はお伺いしてるところでございます。

◎坂本委員 そしたら、この459件プラス潜在化してしまってる。表面に現れない部分があるという傾向なんですか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 子供たちの間でやり取りされているLINEの内容までは公開されておきませんので、このネットパトロールで検索ができない状況になります。SNSの中でのやり取りについて、誹謗中傷がある場合はやはり潜在化していると、いうことにはなってくると思っております。

◎坂本委員 逆に言うと、そちらのほうが危険ですよ。ひょっとしたら、もっと陰湿な形になってしまう可能性があるんで。そういったところでどう対応していくかということも、今後の課題にはなると思うんですけども。そういったことについての御検討みたいなのはあるんでしょうか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 相談窓口については、たくさん構えておりますけれども、なかなかネット内を検索するという点については、警察ではサイバーというところがありますけれども、そこは本当に犯罪に関わるものしか検索はしていかないと思いますので。なかなかそういうふうな潜在化しているものについて、外部から検索をかけるということは厳しいと思いますけれども。逆に子供たちの間で、そういう誹謗中傷等が行われた場合は、うちもLINE相談をやっておりますので、逆に子供たちからも相談を受ける形で、その部分についてはしっかり対応していきたいと考えております。

◎坂本委員 分かりました。相談対応の部分と、子供たちに対する、そういうSNSを使う上でのモラルの問題を教育していくしかないですね。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 モラルの問題につきましては、以前からやはり問題になっているところでございます。今回1人1台タブレットを配ってる部分もありますので。うちのほうでも情報モラル教育実践事例集という事例集を、全員にお配りして、教職員で対応していただいたところでございますけれども。来年度には情報モラル教育実践ハンドブックと、さらに新しいSNSも出てきておりますので、そういうものにもしっかりと対応していけるように、子供たちにそういう力をつけていくということを実施したいと考えております。

◎坂本委員 分かりました。

◎三石委員 不登校対策推進事業費補助金670万円余りついてますけど。もっと詳しく内容を言うてくれますか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 これは高知市と連携しまして、不登校対策を実施するものでございます。県が2分の1、高知市が2分の1補助を出して対策を進めておるものでございます。それでアドバイザーというお話があったと思いますけれども、現在6名のアドバイザーを雇って実施しておるところでございます。1人は、自立支援施設を退職された方。あと5名につきましては、高知市内の小学校、中学校を退職された方がアドバイザーとなって、定期的に高知市内の小学校、中学校を巡回させていただいて、高知市内の不登校対策の会、様々な会があるわけですが、それに参加をさせていただいて、助言を行うという事業でございます。

◎三石委員 高知市内の小学校、中学校を定期的に訪問して活動されてるみたいやけど。もうちょっと具体的に、週に何回行ってとか、同じ学校へ集中的に行くとか、いろいろパターンがあると思うんですけど。そこら辺りもう少し詳しく言うてくれませんか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 設置しているスーパーバイザー1名につき、1日6時間、週4日訪問しております。そして令和3年度につきましては、2月末の段階で、全てで821回訪問をしているところでございます。学校につきましては、小中、義務教育学校そして私立の高校、そして特別支援学校とあるわけですが、全て定期的に訪問しているの

で、特にこの学校へ重点的にということではございません。

◎三石委員 訪問しに行つて、例えばある中学校行つたけど、誰彼尋ねて行くわけにはいかんですよね。例えば窓口が養護教諭だとか、生徒指導の担当の先生とか、いろいろあると思うんですけども。各学校はそこら辺りはどういう体制なのか。情報収集しておいて、アドバイザーに相談するわけでしょう。そこら辺りはちゃんと機能してるんですかね。ただ定期的に行つて、どういう状況かとか、これはこういうことやからこうしたらどうですか、じゃいかんわけですよね。実際この事業は身になってますか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 まず学校長を尋ねていくことになると思います。学校長と話をしまして、その後それぞれの会を運営している不登校担当者並びにその不登校担当の会のコーディネーターとの打合せを行ひまして、管理職、コーディネーター、そして不登校の学級担任、そして養護教諭が参加しますその会議のメンバーの一員として、いろいろな情報、そしてその情報に基づく対応について、アドバイスをしているという状況でございます。

◎三石委員 そういう活動をしてきて、成果は上がってるんですか。たまたまこれは不登校やけれども、このアドバイザーの助言等々で、不登校の生徒も減ってきた、本当に改善されたというような、成果は上がってるんですか。そこら辺りの実態を具体的に把握されてると思うんですけども。どんなようなことですかね。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 やはり高知市、中学校も定期的に回っておりますけれども、なかなか不登校数の改善までには至ってないという現状があります。そして高知市の小学校の中には、そのことによって改善している学校も今出てきてる状態でございます。そこで来年度も、この事業を実施していきたいと思っておりますので、特に不登校の改善がされた学校については、不登校のアドバイザーの間で情報交換もして、改善されてない学校に対して、改善された学校の情報を持ってアドバイスをしていくというようなことであつたり。先ほど委員がおっしゃった、やっぱり軽重をつけて、不登校の数の多いところについてはやはり重点的に回数をたくさん訪問していくということを、高知市に今現在要請してるところでございます。

◎三石委員 不登校にもいろいろなタイプがあつて、もう様々な要因で、いろいろパターンがあると思うんですけども。以前はこんなに、不登校、学校へ出てこない生徒はそういなかったですよ。いろいろパターンはあるにしても、学校へ出てこない児童・生徒が非常に増えてますよね。これらの原因は何なんでしょうか。いろいろあると思いますが、どう押さえられてますか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 本当に、不登校の原因は様々あつて、しかもそれが1つではなくて複合的に重なり合つてるといふ状態がございます。

文部科学省の調査では、やはり学校に行く意欲が湧かないということが一番多いと、調

査結果が出ているわけですがけれども。その学校に行く意欲が湧かないという、さらに背景の中に、いろんな背景が恐らく潜んでいると考えております。1つは学校にかかる要因の中で、子供たち同士の間関係というのがあるんですけれども。それはこの令和2年度の調査の中では、減少しております。そして増えているのが、やはり家庭に係る問題というところで、親子関係であったり、家族の中の問題を要因とするものが、徐々に増えてきていると、感じているところでございます。

◎三石委員 なかなか一概に、これをやればという特効薬はないわけであって。小中学校課なり、いろいろな課で、幼保との連携とか、親育ちだとか地域との連携だとか、いろいろな施策を行っているわけですがけれども。マンネリ化しちゃいかんよね。アドバイザーも慣れっこになって。一生懸命やられてるとは思うんだけど、やっぱりマンネリ化せずに、根気よく対応していただくことをお願いしておきたいと思いますね。

それと、今ちらっと言いましたけど、人権教育・児童生徒課でいろいろありましたけど、ほかの課とも関係してるんですよ。幼保支援課とか、小中学校課とか、高等学校課とかありますよね。そういうところとの情報交換というか、問題意識、課題意識を共有するとか、そういう会をやられてるとは思うんだけど、その辺りはどんな状況になってるの。1課だけの問題じゃないもんね。全部つながってる部分がありますよね。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 この不登校対策は、教育委員会でも横断的に実施するというので、先ほど委員がおっしゃったそれぞれの課が集まって、年に何回か会を持ってあります。その中で、やはりここにも問題行動等調査の不登校の実態がまずあります。そして、先ほど言いました、その実態から見えてくる、やはり要因というものがございまして。その要因とか実態を出し合って、人権教育・児童生徒課だけではなくて、各課でそのような実態がある場合に、どのようなことができるのかということをお話し合っております。そして、当然各課だけではできないので、連携してできるようなことは何かあるのかということで、訪問も含めて、実施をしておるところでございまして。

◎三石委員 昔から言われてることやけども、家庭が悪いからとか、地域が悪いからとか、そういうことでなくて、行政は行政として何ができるのかと。家庭は家庭で、地域が悪い行政が悪いじゃなくて、うちの家庭ではどうすべきなのかと、どこに問題があるのかと。地域は地域で、家庭が悪いとか、行政が悪いとか、学校が悪いとかじゃなくて、地域で何ができるかということが、非常に難しいことやけれども、そういうことが大事だと思うんです。責任をほかに持っていない。やっぱり家庭は家庭でしっかりと。子供は家庭へ帰るわけですから。その辺りも言いたいですね。

それと、もう1つ。この相談事業委託料、これも1,100万円ぐらいつぎ込んでますけど。これについても以前言ったことがあるんです。業者をお願いして、24時間体制でやってると思うんですけれども。もうちょっと詳しく言うてくれますか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 委託の内容ですけれども、24時間電話相談は、ダイヤル・サービスという東京都の業者に委託しております。そしてSNS等を活用した相談事業、LINE相談になりますけれども、これも、ダイヤル・サービスに委託して実施しております。そして先ほど申しました、学校ネットパトロールについては、本社は東京にあってポルトゥウィンという業者に委託して今実施してるところでございます。

◎三石委員 これ心の教育センターがもとになってると思うんだけど、そのの辺りとの連携というか、今年度の実績は、どんな状況だったのか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 まず、24時間電話相談でございますけれども、24時間電話相談は、昨年度令和2年度が321件の相談がございました。そして今年度1月までの実績でいくと、234件の実績が今ございます。予約という形で、心の教育センターでは夜間だけでなく、昼間も電話を受けております。その昼間の電話も合わせると、令和2年度は947件。そして今年の1月までで569件という実績がございます。

内容ですけれども、24時間電話相談の場合やはり一番多いといわれる内容が、学校生活の友人関係のことが多く相談に寄せられております。そして不登校の相談、そして家族関係と、3つが非常に多い状況になっておるところでございます。

◎三石委員 その東京の業者は、どのような形で職員を採用され、どんな方が対応されてるんですか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 東京の業者もダイヤル・サービスになるわけですけれども。相談員として62名、東京の本社で、夜間、祝日、休日の相談を実施しております。主にこの相談員は、臨床心理士、公認心理士、そして精神保健福祉士など資格を持った者が、相談業務に当たるということになっております。

そして、その相談内容についてですけれども、当然夜間ですので、夜間に相談した後、定期的に心の教育センターにその相談内容は全て文書で送ってまいります。その内容を、心の教育センターでまず把握する。これは緊急を要するものではございません。それがうちのほうにも共有されていくということになってきます。ただ、緊急を要するものにつきましても、もうその場で緊急対応が必要になってきますので、警察等へ連絡が行く、そして心の教育センターの所長のところにも同時に連絡が来ますので、それで緊急対応を行っていくような、対応を実施しているところでございます。

◎三石委員 ビジネスですから、そりゃあ何なんだけど、それで終わってもらっちゃ困るわけですね。そんなことないと思うけれども。心の教育センターに、いろいろこういう相談がありましたよというようなことは、東京からいつも送ってこられる言うけど。職員とその相談員と直に会って、高知県の場合は、現在の状況はこうですと、こういう傾向が見られますと、そういう情報交換というか、そういうようなことはやられてるのかな。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 業者から、本来ならば高知県へ出向いてきて、本当に面

を突き合わせながら、その事例の検証であったりとか、その当然事例を出し合って、その事例についてどう対応したか、そして先ほど申しましたその相談の体制とかいうものについて、情報交換をしている状況でございます。ただ今年度は、東京にありますので、なかなか来られませんでしたので、オンラインで直接所長と向こうの担当者、向こうの相談員の長の方も踏まえて、そして相談員の方も何名か一緒になりながら、その検証内容について情報交換をそれぞれやったところでございます。

◎三石委員 心底、本当にそういう思いで電話がかかってくるわけであって。ビジネスとはいえ、相談してきた者の思いになって、そのことを教育センターの職員たちにも伝える。主は、年に何回かは顔突き合わせて情報交換する。こちらの情報も提供するし、向こうもこういう傾向ですよというようなことをやっぱり親身になってやっていただかないと。24時間電話相談に乗ってくれるから、県はこういう対応してますよって。もし何かのとき24時間で対応していますよって。それは確かに、24時間対応やってくれてるねって。実際そんなことじゃいかんわけよね。そんなことじゃないと思うけれども。そこら辺り親身になってね。ましてやこのぐらいのお金をつぎ込むわけですから。やっていただきたい。そういうことを言うておきます。

◎上田（貢）委員 今期は本会議でも、このいじめの問題を取り上げたんですけども。先日NHKで、フランスもいじめが多く自殺する方が増えているという番組をやってて、驚いたんですけども。フランスもネットでの新しい形のいじめが深刻化しているということで、国を挙げていじめ対策に取り組むということで。被害者が自殺とか自殺未遂に至った場合には、加害者に対して最大で禁錮10年と最大1,880万円が課せられるということになったということで、これはすごいなと思ったんですけどね。聞いてみたら、高校生まで入ると70万人ぐらいが、いじめの被害に遭っているということだったんですけども。

その中で先日、テレビ番組のテラスハウスに出演したプロレスラーの木村花さんの中傷したその男性に対して、東京地方検察庁が、男性に侮辱罪で過料9,000円の略式命令を発表したということで、ニュースになってましたけども。あまりにもこの日本とフランスの差というか。私も中学校時代、実は冷やかしかかからかいか、そういういじめに遭いまして、本当につらいときがあったがですけどもね。本当にフランスぐらいやらないと、このいじめという問題は、なかなかなくなるのかなという気がしてますけども。ただ罰則だけじゃ駄目ですけども、その一方でやっぱりそのいじめをなくすということも当然しなくちゃいけないですけども。この厳罰化に対して、どういった御意見がありますでしょうか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 いじめの問題というのは、国も、私たち県も、非常に難しい問題だなと思っておるところでございます。そして、いじめの認知件数につきましては、徐々に増えてきておりました。ただ令和2年度につきましては、コロナの関係がござ

いまして、子供たちの接触がなくなったので、いじめの認知件数が少なくなったという分析をしているところでございます。

このいじめの認知件数につきましては、現在早期にともかく発見して、早いうちに対応していくと。非常に重篤な状態になる前に対応していかなければならないという、文部科学省の方針が出ております。高知県としましても、物すごい早い段階から早期に発見して対応していくというところが大事なので。まず、本当に大変なことにならない状況の中で、何とか対応していきたいと考えております。

それから、重大な事態に陥ったということは、いじめ防止対策推進法の中で1号事案、2号事案ということで示されておるわけですが、このいじめの重大事態に至った場合も、できるだけ早い段階で重大な事態であるということを、市の教育委員会なり、県の教育委員会に報告をいただいて、その段階でしっかりと対応していきたいということです。

ただ、やっぱり対応する過程の中で、加害者の子供たちについては、まずいじめを現状でしっかりと分からせて、やめさせるということが大前提になります。そこに何か厳罰化という話ではないですけれども、まずいじめを、しっかりとやらないようにやめさせるということ。それからその後、今後いじめが起こらないように、その子供たちも含めて学校の体制も整えていくということが、最も学校現場としては大切なことだろうと考えております。加害の子供たちに対して、何か新しい罰か何かを与えるということではなくて、やはりその、いじめの重大事態が起こったときに、そこをきちっと認めて、これから起こらないようにしていくということが非常に大事。

それから被害者の子供につきましては、やっぱりその被害を受けて心の傷も負っておりますので、そのことについてはしっかりとフォローしていくと。そして当然、今後いじめが起こらないように、その子を見守り続けていくということが大切だろうと考えてるところでございます。

◎上田（貢）委員 この木村花さんの中傷した男性のツイッターの内容というのが、書き込みが、もうどんどんエスカレートして行って。死ねとか何とかというね。もう本当かわいそうやったなという気がします。もう、それも略式起訴で9,000円で。これはあんまりにもね、この法律はおかしいなという気が僕はするんですけどね。何かそういう、国で動きというのはないんでしょうかね。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 国では、そういう何かこう厳罰化していくような方向性ではなくて、先ほど申しましたように、やっぱりいじめを早く見つけて、しっかりと対応していく。この重大な事態に陥った場合もそういうことで。何かこう、その子供たちを厳罰に処するというようなことは、もちろん犯罪という話になれば、また別の話ですけども。学校の中のいじめの対応ということでは、そういうところで押さえてるところでございます。

◎上田（貢）委員 あと、これ本会議で質問する予定でしたけど、ちょっと時間の関係でできなかったんですけども。ひきこもり、いじめの問題なんですけども。コロナで臨時休校ですとか学級閉鎖になってということで、子供たちの心身の状況を把握しているかというところ。把握しているのであれば、今後どのような対策を講じていくのかというところを。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 令和3年度に、学校保健に関する調査を実施しております。その中で心身の変化について調査を行っております。その中で、やっぱりいらいらしている児童・生徒とか、それから視力が悪くなっているという生徒が見られているので、やはりそういう児童・生徒が増加する傾向にあると思っているところでございます。

そこで、やっぱり一番は、このコロナ禍によって生活のリズムが崩れているという理由で、学校を欠席がちになるような子供が実際におりますので。まずは、生活リズムについて、しっかりと学校も把握して、先ほどもありましたように、やっぱり家庭と共になりながら、生活リズムをしっかりと正していくというようなことが、必要じゃないかなと考えております。

そして、コロナの状態にもよりますけれども、先ほど調査の話がありましたけれども、心身の不調を訴える子供を早めに見つけていって、学校としてしっかりとした対応を取っていくということが大事ですので。いろんなアンケートなども使いまして、子供のそういう心身の状態の早期発見に努めていきたいと思っております。

◎上田（貢）委員 よろしくお願ひします。

◎中根委員 スクールソーシャルワーカーの皆さんが、最前線で求められ頑張ってくださいてるんですが。この予算でいうと、全市町村に配属されている方たちの人数は何人になりますか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 スクールソーシャルワーカーは現在69名の方で、全部の市町村、そして県立学校へ。当然、1人の方が複数校を持っているという状況になりますけれども。69名で今実施しているところでございます。

◎中根委員 その賃金体系というのは、一律になってますか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 賃金体系は、一律ではございません。まず市町村については委託事業となり、こちらが委託していくということですので。市町村で複数年雇って、それぞれの中学校校区に配置したり、小中で1人配置する形で、配置していただいているところ。県立学校につきましては、うちのほうで直接配置しておりますので、市町村に行っているスクールソーシャルワーカーを配置するようには努めておるところでございます。

◎中根委員 市町村によって、やっぱり給与体系も違うとなると、随分バランス的にはいろいろあるんじゃないかなということ推測していまして。本当に求められて、スクール

ソーシャルワーカーの方が来るのを心待ちにしている状況がやっぱりありますので。そこで、スクールソーシャルワーカーの皆さんだけに負荷をかけるようなことがないような対応を、やっぱりもう一度委託する側としても考える必要があるんじゃないかなと思っています。

それと、何年かに一度、臨床心理士とか、そういう方は定期的に、適性が欠けてないかどうかという審査を受けると思うんですよね。そういう審査のときの費用だとか、それから日数の保障とか、そういうのはこのスクールソーシャルワーカーの皆さんの委託料の中には入ってるんでしょうか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 スクールソーシャルワーカーにつきましては、スクールカウンセラーは臨床心理士という資格がございまして、これは国家資格ですので、一定の研修を受けて、臨床心理士としての資格を継続していくということがございますけれども。現在スクールソーシャルワーカーにつきましては、精神保健福祉士という資格が望ましいということにはなっておりますが。この委託料とか、そしてそういう予算の中に、例えば精神保健福祉士の資格を受けるような予算については、今計上しているところではございません。

◎中根委員 今後の課題だと思いますけれども、やっぱりそれこそ自助努力にさせないで、そういうしっかりとした国家資格の継続を保障するというのも、県にとってもとても大事なことだと思いますので。ぜひ今後検討してもらいたいなど。要請したいと思います。

◎依光委員 先ほどから、その不登校対策としていろいろお話が出ていますが。アドバイザーを配置されて、大変御苦労してる、821回も訪問してるということですが。それをやられて、現場の声というか、評価はどのように受け止めておられますか。

◎飯田人権教育・児童生徒課長 これは定期的に訪問いたしまして、当然、直接教員にアドバイスをすることもそうなんですけれども、不登校対策は学校組織として実施しなければならないというところですので、まず校長先生にお話をしていくということがあります。その部分については学校長も、学校長はなかなか相談できる相手がいまないので、もともと校長先生をやられた方が多いアドバイザーが来たときにしっかりと相談していくということで、非常に助かってるという話を聞いてます。それから、短い時間の中で校内支援会という会に参加していくわけですが、そこでもやはり今までの経験を基に的確なアドバイスをしておりますので。若い教員がいる中で、なかなか思いつかないような支援とか、助言もしていただいているというところで。そこは現場からの声としては上がっているところがございます。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

ここで昼食のため休憩としたいと思います。再開は午後1時といたします。

(昼食のため休憩 11時50分～13時00分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

〈保健体育課〉

◎下村委員長 ここで保健体育課から、午前中に行いました質疑における発言内容の一部訂正を行いたい旨の申出がっておりますので、これを受けることといたします。

◎市川保健体育課企画監(全国高等学校総合体育大会担当)兼全国高等学校総合体育大会推進室長 午前中の説明の中で、全国総体時の感染症対策についての、坂本委員の御質問の中でお答えした内容に誤りがありましたので、申し訳ございませんが、訂正をさせていただきます。

本年度のインターハイ北信越大会で、レスリング競技でPCRをした旨申し上げましたが、レスリング競技につきましては、PCR検査ではなく抗原検査を行ってまいりました。選手へのPCR検査を行ったのはボクシング競技でした。夏の総体以降、各競技団体の取扱いも変化してきておりますが、感染状況を注視いたしまして、ほかの感染症防止対策も十分検討の上、引き続き開催に向けての準備を進めてまいりたいと思います。

以上で、訂正の説明を終わらせていただきます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

《報告事項》

◎下村委員長 続いて、教育委員会から2件の報告を行いたい旨の申出がっております

〈教育政策課〉

◎下村委員長 それでは、県立学校等における新型コロナウイルス感染症への対応状況について、教育政策課の説明を求めます。

◎小笠原教育政策課長 本日追加でお配りさせていただきました1枚物の資料、タイトルが県立学校等における新型コロナウイルス感染症への対応状況を御覧いただけますでしょうか。

こちらにつきまして、1月以降の第6波への対応を中心に御説明させていただきます。

まず、1の感染状況につきましては、1月1日から昨日3月14日までの間に、県立学校の教職員41人、児童生徒276人の感染が確認されております。これに伴いまして、高校8校25クラス、特別支援学校2校3クラスで学級閉鎖、高校2校4学年で学年閉鎖の対応をそれぞれ行ったところです。なおこの間、県立学校では、学校全体の臨時休業はありませんでした。

次に、2の感染拡大に伴う主な対応でございます。3密の回避などの基本的な対策に加えまして、ここに記載しておりますICTの活用、部活動や補習の制限といった取組を行っております。特に(2)の部活動につきましては、土日等の活動は原則禁止とし、平日においても週3日以内、1日当たり2時間までとしております。また、県内外における練習試合等も禁止といった制限をしているところです。なお春休み中の対応につきましては、感染状況等を踏まえまして近々に決定する予定としております。

次の3の入試の対応としましては、受験会場1室当たりの人数を通常の半分程度に抑制しますほか、濃厚接触や感染によりA日程での受験ができなかった者については、追検査、いわゆる追試を実施することとしております。さらに濃厚接触者のうち、受験当日も含めて無症状であれば、別室受験を可能としております。3月3日、4日に行われたA日程では、8校10人が別室で受験し、9校13人が追試の対象となっております。なお、県立中学校の入試においても、同様の対応を予定しておりましたけれども、濃厚接触者などの対象となる者はおりませんでした。

最後に4の3回目のワクチン接種についてです。(1)のとおり高知新港の大規模接種会場におきまして、2月26日からは教職員も対象に優先接種を実施しております。3月6日時点で166名の県立学校教職員が当会場で接種を受け、3月12日、13日の土日にも約120名が接種を予定しておりました。

当会場では65歳以上の高齢者を優先しているため、まだあまり実績は多くありませんけれども、高知市におきましても接種券発行の前倒しが行われておりまして、今後医療機関等での接種も加速していくものと思われれます。またほかの市町村におきましても、多くは教職員への優先接種を実施しておりまして、残るところも3月中には開始する予定となっております。

私からの説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

続いて、第2期教育等の振興に関する施策の大綱及び第3期高知県教育振興基本計画の第2次改訂案について、教育政策課の説明を求めます。

◎小笠原教育政策課長 教育委員会からの報告事項の資料をお願いいたします。赤い教育政策課というラベルのついたページ、その1ページをお開きいただけたらと思います。カラーの資料になります。

こちらが第2期教育大綱及び第3期教育振興基本計画の改訂のポイント等をまとめたものがございます。教育大綱と基本計画は毎年度改訂を行っておりまして、今回も取組の成果や課題などを踏まえまして、第2次の改訂を行いたいと考えております。

今回の改訂のポイントは、ここに記載しております、大きく7つでございます。デジタル技術の活用や不登校への支援、働き方改革などに加えまして、このページの右下ですけれども、県を挙げて取組を進めておりますグリーン化やグローバル化の観点も盛り込んでおります。各ポイントの中身につきまして、次のページから御説明させていただきます。

2ページをお願いします。ポイント1は、質の高い教育の実現に向けた組織的な取組強化でございます。

左側の中段、義務教育9年間の連続性を踏まえた学力向上対策の強化としまして、小学校高学年における教科担任制の実施でありますとか、3つ目の四角、中学校における少人数学級編制の拡充、さらにその下4つ目、高知市との連携に関しましては、対象の教科を社会科、理科にも広げまして取組を強化いたします。

このページの右半分に移りまして、体力・運動能力の向上や、保幼小中連携・接続につきましても、取組をさらに充実させてまいります。

次の、3ページをお願いいたします。ポイント2は、デジタル技術を活用した学習スタイルの充実等です。この資料の中ほどの左側、1人1台タブレット端末や学習支援プラットフォーム「高知家まなびばこ」の機能拡充と活用を促進しますほか、教員のICT活用指導力向上のために研修の充実を図ってまいります。

また、遠隔授業、遠隔補習の拡充につきましては、字がちょっと小さくて大変恐縮ですけれども、遠隔授業の対象を11校から16校へ、遠隔補習等は15校から18校へ拡充いたします。

昨日、御審議いただく中で、遠隔教育の遠隔授業の取組について御説明もさせていただきましたところですが、ちょっと参考までに、国公立大学の合格の実績を御紹介させていただきますと、令和元年度は、この遠隔授業を受けた者のうち、20人中11名が国公立大学に合格しております。令和2年度は、同じく16人中11人合格といった形になっております。これは、いずれも現役の対応でございまして、令和3年度はまだ全て出そろっておりませんが、また機会を捉えて御紹介させていただけたらと思います。

資料に戻りまして、また新たな取組としまして左側の一番下にマル新とマークをつけております。中学校の美術や技術などの免許外指導に対しまして、この遠隔教育システムを活用して支援を行ってまいります。

次の4ページをお願いいたします。ポイント3は、多様な子供たちへの支援の充実についてです。ヤングケアラーなど、多様な子供たちを取り残すことがないように、専門人材や関係機関と連携・協働しまして社会的自立に向けた支援を強化してまいります。

具体的には、資料中ほどの左側になりますけれども、スクールソーシャルワーカーと、市町村児童福祉担当部署との連携によりまして支援体制の強化。あるいはその下のマル新のところですが、小中学校の特別支援学級におけます取組の強化。さらに右側に移りまして、

医療的ケア児に対する支援の充実など、この間御審議いただきました内容にしっかり取り組んでまいります。

5ページをお願いいたします。こちらは、子供たちの安全・安心の確保のための取組をまとめたものでございまして。右側の上段から、情報モラル教育の充実でありますとか、キャリア教育・進路指導、さらに成人年齢が18歳に引き下げられることを踏まえまして、主権者教育・消費者教育の充実などに取り組んでまいります。

6ページをお願いいたします。ポイント4 不登校への重層的な支援体制の強化についてです。上の段に記載しておりますように、これまで不登校の未然防止、そして初期対応、自立支援、こういった各段階で様々な取組を強化してまいりました。

その結果、このグラフは非常に字が小さくて恐縮でございますけれども、このグラフにありますように、学校の内外で相談、あるいは指導を受けている割合は、全国と比較しましても随分と本県の場合が高くなっております。また、出席が10日以下の児童生徒の割合も、全国より低いという状況になっております。しかし、新規の不登校の発生率というのが依然、全国より高い状況が続いているところでございます。

こうした現状と課題を踏まえまして、下段に記載しておりますような取組をさらに強化してまいります。先ほども触れましたように、学校、スクールソーシャルワーカーと児童福祉部署との相互連携によります、支援体制を強化させますほか、新たな取組としまして、保幼小中の連携を強化し、就学前の教育、そして学力向上、不登校対策等を総合的に推進するモデル事業への支援を行ってまいります。

7ページをお願いいたします。ポイント5 学校における働き方改革の加速化についてです。この資料の中段の左側、赤の取組の下ですが、学校組織マネジメント力の向上としまして、上から3つ目、小学校に教科担任制を導入します。このことによりまして学級担任の持ちコマ数が減るなど、教員の働き方改革の面からも効果が期待できるものでございます。

また右の枠、デジタル技術の活用に向けまして、アンケートシステムの整備や自動採点システムの導入を促進いたします。

さらに下段、外部人材の活用拡充としまして、校務支援員や運動部活動指導員などの増員を図ってまいります。

このような取組を総合的に加速化することによりまして、教員が子供に向き合う時間を確保しまして、働き方改革につなげてまいりたいと考えております。

続きまして8ページです。ポイント6 学びをつなげる環境教育の推進ということでございまして。上段グリーンのところ、背景として書いております、地球温暖化が進む中、国は2050年頃までに温室効果ガス排出量を実質ゼロにするという宣言を行いまして、本県も、本年度中にアクションプランを作成することとしております。こうした国、県の大き

な流れに沿いまして、教育分野においても取組を進めていきたいと考えております。

まず、下のほうですけれども、本県の特徴を生かした学習活動の充実に向けまして、高等学校では、SDGsやカーボンニュートラルをテーマに含めた探究学習を数校で実践し、それぞれ、その取組や成果を他校へも広げてまいります。

また、教員の指導力向上のため、研修内容を充実させますとともに、PTAなど学校や地域での取組、さらに施設整備におけます省エネルギー化なども進めてまいります。

9ページをお願いいたします。グローバルな視点での教育の推進、ポイント7でございます。真ん中右側の濃い赤の部分に、目指す姿と書いておりますけれども。グローバルな視点を持って、地域の将来や産業振興を担う人材の育成を目指しまして、探求的な学びを組合せた、高知県版のグローバル教育を推進してまいります。

また、デジタル技術も活用しまして、海外との交流を進めますとともに、下段に書いております、英語教育、日本語教育の取組も着実に進めてまいります。

改訂のポイントは以上となります。今後、月内に知事と教育委員によります総合教育会議を開催しまして、その議論を経た上で教育大綱及び基本計画を改訂する予定としております。県教育委員会としましては、来年度も引き続き本県の教育振興に向けまして、市町村等ともしっかりと連携しながら取組を進めてまいります。

私からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 いろんな教育課題に活用するための、例えば午前中も人権教育・児童生徒課でありましたけれども、情報モラルの教育ハンドブックだとか。さらにはSDGsの関係も、脱炭素社会の実現など新学習指導要領で改訂された視点を教材等へ反映していくとか。いわゆる教材の多様化というか。なおかつ予算の中にも副読本の印刷費用とかいうのもあったりしましたし、本会議の中でも人権教育の副読本として、拉致問題の副読本を活用していくとかいうやり取りもあったんですね。副読本は、どう位置づけられるかなど。県がつくるものもあるでしょうし、国などがつくって活用するよということであるものもあるだろうし。どんなふうに副読本が位置づけられているのか、まず教えていただけませんか。

◎小笠原教育政策課長 少々一般論になるかも分かりませんが。具体的にはその授業の中で、まさにそういった活用がされた授業というのが、展開されているわけでございますけれども。県が新たに政策的目的意図を持ってつくった副読本というのを、年度当初から様々な機会を捉えまして、教育長であったり、校長であったり、そういったところに御紹介させていただく機会もありますし。担当、指導主事から、学校訪問でありますとか、学校の担当者を集めた会議、あるいはその研修等の場で、こういったものができましたので、こういう活用をしてくださというお知らせもしていきながら、それで授業の中での

活用展開を図っているということになるかと思えます。

◎坂本委員 ちょっと以前に課題になってた、放射線副読本の問題が、かつてからいろいろ議論があったと思うんです。そんな中で昨年の暮れに、各小学校、義務教育学校、特別支援学校宛てに、その副読本に同梱するチラシの配布がされておまして。いわゆる今、福島県で問題になっている廃炉作業に伴うこととか含めて、処理水の海洋投棄の問題なんかが課題になってるんですけども。そういったことを理解させるということで、そのチラシが経済産業省から送られてきてます。こういう学校へ直接送ってくる副読本もあるんですか。

◎小笠原教育政策課長 一般的には、やはり県教委であったり、そこから市町村教委に行き、それから各学校へという流れが一般的だと思います。

◎坂本委員 県教委へ送られてきた場合は、県教委の中で話し合っ、それをどう活用するかということを含めて、各市町村教委へ配布したりとかいうことになり、市町村教委へ送られてきたものについては、市町村教委で判断するというで、それには県教委は直接関わらないということになるんですか。

◎小笠原教育政策課長 そのようになろうかと思えますし、県教委に来た場合も、やはり一定我々県教委側で、どう言いますか、端的に言いますと熱の入れ方といいますか、これは積極的に、ぜひにやらなければいけないということも加えて、周知を図っていくという場合もあれば、いろんなその場の中で1つ盛り込まれて、流れていくような場合も、それは中身によって様々だと思います。

◎坂本委員 それで言うたら、今回のこの放射線副読本に同梱するチラシの配布というのは、たしか県教委を通してないんですね。

◎小笠原教育政策課長 申し訳ございません。ちょっと確認の上、また事務的にお返しさせていただきますらと思えます。

◎坂本委員 一応その宛名は、各小学校、義務教育学校、特別支援学校御中となっているんですけども。そういうことを含めて今後いろんな、多様な学びの課題が出てくると思えますので。そういう意味では、副読本の活用の仕方というのは、いろいろ慎重に取り扱わないかん場合もあるでしょうし、さっき言われたように、情報モラルの問題なんかやったら、積極的に活用もせないかんと思えます。そこらを含めて、ぜひ扱いについて、県教委としてもしっかりと踏まえた対応をしていただきたいなと思えます。なお、後ほど、県教委を通したのか、市町村教委へ直接送られたのか、また御確認いただけたらと思えます。

◎下村委員長 今坂本委員からお話があったのは、確認していただけるようなものでしょうか。大丈夫ですか。

◎小笠原教育政策課長 可能な限り調べまして、またお返しをさせていただきますらと思えます。

◎下村委員長 ではよろしく申し上げます。

◎中根委員 関連で。私も学校現場に、経済産業省から送られたというその副読本の中身についても、ぜひ県教委でも精査していただきたい。どうも中身そのものが正確ではないように、見られた方がおっしゃっています。処理水そのものを海洋投棄するのは、よその国もやっているから、全然平気な当然のことだという記述があったり。それから被曝の中身が、内部被曝と外部被曝をごちゃ混ぜにしているような中身があったり。ですから、正確でないという指摘がありますので、ぜひそういう点もぜひ確認していただいて。本当に副読本として大丈夫なものなのかという、そういう知見の点でも精査していただいて、対応をお願いしたいなと思っています。よろしく申し上げます。

◎三石委員 県の2期の大綱とか、さっきの基本計画はよく分かるんだけど、各市町村によって、随分温度差があるというようなことも聞いたりもするんだけど。現状はどんな状況なんですか。各市町村も県と同じように、こういう大綱、基本計画つくってやるという決まりになってますよね。現状はどんな状況なの。温度差が物すごいあるように聞くけど。

◎小笠原教育政策課長 県の場合はこの大綱、基本計画とも毎年改訂いたしております。取組の現状、進捗状況であったり、成果を踏まえて毎年改訂しておるわけですけども。このように毎年毎年改訂しているところというのは、各市町村においては少数派ではないかと思われま。

◎三石委員 直接ね、県教委は現場に行けないわけよね。各市町村の教育委員会を通じてでないといけない。だから、市町村の教育委員会が、よっぽど意識を持って、勉強もして、国ではどういような状況になってるのか、県ではどういような状況になってるのか、そういうのを把握してないと、温度差が出てくるんですよ。各市町村の委員会との連絡とか、勉強会だとか、それはやってると思うんですけども、状況はどんないような状況です。

◎小笠原教育政策課長 まず高知市でいいますと、やはり一番はもう学力の取組、これにつままして学力対策の推進室におきまして、本県の小中学校課も毎月のように加わりまして、その進捗状況の確認であったり、課題であったり、そういうところのすり合わせを行う場を設けております。そのほかにも様々な指定事業といいますか、研究事業、これがこの大綱、振興計画に基づきましても、いろんな事業があるわけですけども。それをいろんな市町村と研究指定校等々を組む中で、そこはしっかり進捗状況も把握しながら、どういった課題があるかということも協議しながら、取組を進めているだろうということになるんだろうと思います。

これは道德の面、知徳体の徳の部分、それから体の部分も同じでございまして。そういったところ、大事なのはやはりその指定校だけじゃなくて、その良い成果、効果のあったものをいかに広げていくかということ、これ非常に大事だろうと思います。特定の学校だ

けにそういったことが、成果が偏ることがないように、それはまた市町村でいきますと、その教育事務所の指導主事等も通じて、それを広げていくようなことを考えていかなければならないと思っております。

◎三石委員 特に高知市は中核市ですからね。なかなか過去において、高知市と県教委、市教委との意見交換というか何というかな、それは十分でなかったんですね。最近徐々に徐々に連絡というかな、会議とか通じていい方向に行ってると思うんだけど。高知市はもちろんですけど、高知市以外の各市町村とも、委員会とも、やっぱり勉強会なり何なり、情報交換なりをやっていかないと、本当に温度差がありますよ。各市町村によってね。そういうことがないように配慮していただきたい。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

《警察本部》

◎下村委員長 次に警察本部について行います。

まず議案について、本部長の総括説明を求めます。

なお、本部長に対する質疑は、各説明者に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎熊坂本部長 それでは、警察本部提出の予算議案2件、条例議案5件の計7件について御説明いたします。お手元、青色インデックス、警察本部説明資料1ページの令和4年度当初予算施策体系をお願いいたします。

予算編成に当たりましては、県民の期待と信頼に応える強く優しい警察を確立し、県民が安全・安心を実感できる高知県を実現するため、令和4年の県警察運営指針を「高知県の安全・安心を守る強く優しい警察 ～県民に寄り添い、ともに歩む～」と掲げ、5つの重点目標の達成に向け、各種施策を推進することを基本方針としました。

今回、人件費を除いた政策的な予算は、51億1,395万2,000円で、前年度と比較して、29億6,919万3,000円。36.7%の減額となっております。減額の主な要因は、高知警察署新庁舎建設工事の終了などの施設整備に係る費用でございます。

では資料①高知県議会定例会議案（当初予算）の5ページをお願いいたします。

令和4年度当初予算見込額は、款14警察費の欄に記載のとおり、総額で209億8,628万7,000円であります。

項目別では、警察総務費が185億1,403万4,000円、警察活動費が24億7,225万3,000円となっております。

主要な事業といたしましては、高知警察署駐車場整備・別館改修事業、室戸、宿毛警察署建設事業、第2DNA型検査室整備事業、南海トラフ地震対策事業などがございます。

次に、債務負担行為に関しまして、同資料19ページをお願いいたします。上から2つ目

の、運転者管理システム更新委託料から、警察本部庁舎中央監視装置賃借料までの4件の債務負担行為をお願いするものでございます。

続きまして、第24号令和3年度高知県一般会計補正予算につきまして、資料③の5ページをお願いいたします。

補正予算見込額につきましては、款14警察費の欄に記載のとおり、1億1,468万7,000円の減額となっております。補正の内容は、退職者数が見込みを下回ったことによる退職手当の減額や、旅費の執行残などを減額したことによるものでございます。

次に、繰越明許費補正に関しまして、9ページをお願いいたします。款14警察費の欄に記載のとおり、総額で2億8,847万7,000円となっており、庁舎等整備費8,341万5,000円、交通安全施設整備費2億506万2,000円でございます。2つの項目につきまして繰越明許をお願いするものでございます。

令和4年度高知県一般会計予算及び令和3年度高知県一般会計補正予算の事業内容に関する詳細につきましては、後ほど会計課長から説明させます。

続きまして、第45号高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例議案につきまして、資料⑥の高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の1ページをお願いいたします。本議案は、全国的に統一した事務手数料を徴収することを定める、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を考慮し、銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく手続に係る手数料の金額を改定するものでございます。詳細につきましては、後ほど生活安全部長から説明させます。

続きまして、第49号職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例議案につきましては、資料⑥の3ページでございます。本議案につきましては、高知県人事委員会の議会及び知事に対する令和3年10月14日付の職員の給与等に関する報告及び勧告の趣旨に沿って、職員に対して支給する期末手当の額を改定しようとするものでございます。改定の具体的な内容につきましては、先般総務部等から説明したとおりでございますので、重ねての説明は省略させていただきます。

続きまして、第58号高知県青少年保護育成条例の一部を改正する条例議案につきまして、資料⑤の30ページをお願いいたします。この条例につきましては、青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長し、または誘発する行為を禁止するとともに、必要な規制を行い、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的として、平成8年10月に制定されております。本議案は、このたびの民法改正により、成年擬制の規定が廃止されることに伴い、高知県青少年保護育成条例の青少年の定義を改正することに合わせて、この条例においても同様に文言を整備するものでございます。詳細につきましては、後ほど生活安全部長から説明させます。

続きまして、第64号警察職員の服務の宣誓に関する条例及び公安委員会の委員の服務の

宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案につきまして、資料⑥の８ページをお願いいたします。本議案は、職員のサービスの宣誓に関する政令及び国家公安委員会規則である、警察職員のサービスの宣誓に関する規則が一部改正されたことを考慮し、警察職員及び公安委員会委員のサービスの宣誓の実施方法等について、必要な改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、後ほど警務部長から説明させます。

続きまして第65号高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案につきまして、同じく資料⑥の８ページをお願いいたします。この条例は、運転免許等に関する手数料の標準を定めた道路交通法施行令の一部改正等を考慮し、認知機能検査手数料、高齢者講習手数料等の運転免許等に係る手数料等の額を改定するとともに、道路交通法の一部改正に伴い導入される75歳以上の者に対する運転技能検査及び受験資格の特例により取得した大型自動車運転免許等に係る若年運転者期間における違反者に対する若年運転者講習に係る手数料を新たに徴収することとする等、必要な改正をしようとするものでございます。詳細につきましては、後ほど交通部長から説明させます。

最後に、資料はございませんけれども、令和4年度の組織改正につきまして一言御説明させていただきます。県警察としましては、県警察運営指針を高知県の安全・安心を守る強く優しい警察の実現に向けまして治安情勢、県警察を取り巻く社会情勢の変化に柔軟かつ的確に対応し、限られた警察力の中でより高い安全と安心を県民に提供していくため、組織体制の充実強化を図ることを基本方針としております。

まず、県警察が将来にわたって持続できる警察運営を行っていくための体制強化としまして、生活安全部に地域参事官を設置いたしました。地域参事官を新たに設置することで、若手警察官の早期育成や全国的に発生している交番襲撃事件を受けた諸対策を実施するほか、通信指令課を所管する地域参事官に同じく初動を重要とする人身安全対策を所管する人身安全対処参事官を兼務させることで総合的な初動対応の強化を図ることとしております。

また、情報管理課内にデジタル化推進室を新設するとともに、デジタル化に対応した人材育成のため、人材育成課内にデジタル化人材育成室を新設し、急速に進む警察情報管理システムの合理化、高度化へ対応することとしております。

次に、治安情勢等の変化に対応するための対応強化として、人身安全対策課を新設いたしました。これまでストーカー、DV、児童虐待等の人身安全に関わる事案に対しましては、少年女性安全対策課内の人身安全対処室で対応していたところでございますが、これらの事案対応に特化した人身安全対策課を新設することで、これまで以上に迅速的確な対応を図ることとしております。引き続き、県民の安全・安心を確保できるよう努力してまいります。

私からは以上でございます。

〈会計課〉

◎下村委員長 続いて、会計課の説明を求めます。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 それでは、お手元の資料②令和4年2月高知県議会定例会議案説明書（当初予算）に基づき説明いたします。696ページの公安委員会予算総括表を御覧ください。

令和4年度当初予算見込額は、209億8,628万7,000円で、前年度比34億679万3,000円、14%の減額となっております。

まず、歳入予算のうち、主なものを説明します。資料の697ページを御覧ください。款8使用料及び手数料は6億8,322万6,000円で、前年度比1億3,165万2,000円、16.2%の減額です。減額の主な要因は、自動車運転免許の講習手数料の減であり、令和4年5月から高齢者講習制度が変わりますが、これに合わせて公安委員会事務として実施してきた高齢者講習を自動車学校による直接講習に移行させることによるものです。

続いて、資料の699ページを御覧ください。款の9国庫支出金は4億976万円で、前年度比5億3,451万1,000円、56.6%の減額です。減額の主な要因は、高知警察署建設事業のために受けていた、警察庁からの補助金が終了したことによるものです。

次の700ページを御覧ください。款15県債は、12億1,800万円で、前年度比23億1,500万円、65.5%の減額です。減額の主な要因は、高知警察署庁舎建設の終了に伴い、警察施設整備事業債が22億6,800万円の減額となったことによるものです。

続きまして、歳出予算について説明します。資料の701ページを御覧ください。右側の説明欄に沿いまして、主要な事業などについて説明させていただきます。

まず、項1警察総務費ですが、一番下の目1公安委員会費の予算見込額は4億3,364万2,000円で、前年度比2億2,959万2,000円、34.6%の減額です。減額の主な要因は、さきに説明したとおり、これまで委託していた高齢者講習について、公安委員会の認定を受けた自動車学校による直接講習が開始されることとなり、委託料が減額となったためです。

右説明欄の一番下、細目1公安委員会運営費の予算見込額は2,059万円です。

702ページの説明欄を御覧ください。主な内訳は、公安委員会委員の報酬や、射撃技能等の講習委託のほか、法改正により許可制となるクロスボウの所持許可情報を管理するためのシステムの修正委託などに要する経費です。

次の細目2自動車運転免許費の2億6,184万5,000円は、運転免許証の取得、更新に要する経費です。

次の703ページを御覧ください。説明欄一番上の細目3安全運転講習費から説明させていただきます。1億5,120万7,000円は、今年度から大きく委託料が減額となる高齢者講習のほか、運転免許証更新時講習、安全運転管理者講習などに要する経費です。

次に、目2警察本部費を御覧ください。予算見込額は169億2,836万2,000円で、前年度比

2億9,405万円、1.7%の減額です。

右説明欄の細目1人件費は158億7,233万5,000円で、前年度比4億3,760万円、2.7%の減額です。減額の主な要因は、定年退職者の減による退職手当減額などによるものです。

続いて、説明欄中段の細目2一般運営費は、警察業務を運営していくための経費です。予算見込額は9億5,874万3,000円で、前年度比1億4,195万9,000円、17.4%の増額です。増額の主な要因は、説明欄下から3つ目の電算処理システム修正等委託料の増などによるものです。

資料の704ページを御覧ください。説明欄中段の事務費8億5,112万4,000円は、会計年度任用職員に要する経費、駐在所家族報償費、パソコン、サーバー等の機器リース費などです。

細目3職員被服費5,804万1,000円は、警察官の制服などに要する経費です。

細目4職員福利厚生費3,924万3,000円は、職員の定期健康診断や深夜勤務者の特殊検診などの経費です。

次に、目3施設整備費を御覧ください。予算見込額は11億5,203万円で、前年度比29億7,176万2,000円、72.1%の減額です。大きく減額となった主な要因は、高知警察署新庁舎建設工事の終了によるものです。

項目説明の前に、新高知警察署の開署時期について御報告いたします。新高知警察署の新築工事につきましては、工期延長後の2月28日に完了し、現在3月22日を引渡し予定として完成検査を行っているところであり、新規整備する備品等の搬入については年度内に完了させる予定です。新庁舎において、完全な形で一般業務を開始する時期につきましては、引っ越し等の準備期間を勘案し、4月25日月曜日を予定しています。

それでは、目3施設整備費の内訳説明に戻らせていただきます。

右説明欄の細目1庁舎等整備費は9億2,239万6,000円で、その内容は、高知警察署整備事業の最終段階である現本館庁舎解体後の駐車場整備、別館改修工事など4億8,146万円のほか、宿毛警察署及び室戸警察署を建設するための実施設計、造成工事等の経費、本部庁舎の空調改修工事等、建物の新築、改修等に要する経費です。

資料の705ページを御覧ください。説明欄の上から2つ目、細目2施設維持管理費は、2億2,963万4,000円で、警察施設の点検、清掃委託、維持管理や修繕に要する経費です。

次に、項2警察活動費の目1活動費を御覧ください。予算見込額は13億7,464万6,000円で、前年度比6,999万4,000円、5.4%の増額です。増額の主な要因は、航空機操縦資格の限定変更に係る訓練の委託や、捜査支援システム等のリース費用の増額によるものです。

なお、活動費の節、区分欄の区分の欄一番上の(8)報償費2,610万6,000円の中には、捜査用報償費が前年度と同額の1,500万円含まれています。

右説明欄の細目1一般行政費は2億1,489万2,000円で、主な内訳は、被留置者の処遇費、

犯罪被害者へのケアに要する経費、警察電話の維持費及び職員の採用や研修などに要する経費です。

資料の706ページを御覧ください。説明欄上から4つ目の事業、細目2警察装備費は5億479万6,000円です。主な内訳は、警察用航空機や車両、警備艇の維持管理などに要する経費であり、さきに説明した航空機操縦資格の限定変更に係る訓練委託に係る経費も含まれています。

説明欄中段の車両購入費は、パトカー、覆面パトカー、小型パトカー、各1台を減耗更新するものです。このうち、小型パトカー1台については、本県における脱炭素社会推進に向けた取組として電気自動車に更新し、高知市内の交番に配備する予定です。パトカーの電気自動車化は、次世代自動車の普及促進に向けた広報効果も高いものと考えており、今後も減耗更新に合わせ、小型パトカーの電気自動車化に努めてまいります。

次の細目3生活安全対策費は2億4,179万5,000円です。主な内訳は、特殊詐欺被害防止対策、少年非行抑止対策、サイバー犯罪対策、街頭防犯カメラ等設置支援事業費補助金や、南海トラフ地震対策の資機材整備に要する経費です。

資料の707ページを御覧ください。次の、細目4犯罪捜査費は2億9,689万2,000円で、前年度比6,126万7,000円、26%の増額です。主な内訳は、捜査用資機材や鑑定機器の整備及び保守、捜査支援システムの賃借料などに要する経費であり、増額の主な要因は、さきに説明した捜査支援システム等のリース費用の増額によるものです。

説明欄中段に設計等委託料として468万6,000円を計上しています。これは第2DNA型検査室を整備するための設計費です。DNA型鑑定は現在の犯罪捜査にとって大変重要なものであり、多くの都道府県警察では複数のDNA型検査室を運用していますが、本県では設置後20年以上となる検査室が1室しかありません。よって故障時の長期鑑定停止を回避し、常時鑑定に対応できる体制を維持するとともに、鑑定能力を向上させるため、本部庁舎内に第2DNA型検査室を整備することとしています。

次の細目5交通警察費は1億1,627万1,000円で、主な内訳は中高生の自転車マナーや安全運転の向上、安全意識の向上を目指したスクアード・ストレイト方式による自転車交通安全運転教室や、取締り資機材の整備のほか、各種機器の保守点検などに要する経費です。

資料の708ページを御覧ください。次に、目2交通安全施設整備費の予算見込額ですが、10億9,760万7,000円で、前年度比1,861万7,000円、1.7%の増額です。

右説明欄の細目1交通安全施設整備費は6億3,055万4,000円です。主な内訳は、新設道路への信号機新設や道路改良などに伴う信号機の移設、南海トラフ地震対策としての信号機電源改良のほか、信号灯器のLED化等の改良などです。

次の細目2交通安全施設維持管理費は4億6,705万3,000円です。主な内訳は、交通信号機などの保守委託や道路標識、標示の補修工事のほか、交通信号機の電気料、専用回線料

などに要する経費です。

続きまして、債務負担行為について710ページを御覧ください。表に記載の4つの事業について、債務負担行為をお願いするものです。

運転者管理システム整備関係として、1つ目、2つ目を合わせて説明させていただきます。

運転免許の管理等を行う運転者管理システムをはじめとする警察における情報管理システムは、仕様が基本的に同一であるにもかかわらず、都道府県警察が個別にシステム整備を行っており、コストの重複などが課題でありました。そこで、警察庁においては、都道府県警察のデータを統合管理するための基幹となるシステムを整備し、これに既存のシステムを移行させることで、情報管理システムの合理化、高度化を図る取組を進めています。今回、運転者管理システムを移行させるわけですが、これによりシステムの整備、維持にかかるコストが縮減され、申請受付機の導入による自動受付や、自動化に伴うチェックの省力化など県民の利便性向上や行政手続の効率化を図ることができます。

運用開始は令和6年1月からを予定していますが、それまでにシステム更新のためのデータ移行や警察庁との接続試験等を行うため、令和4年度から機器の導入手続を開始するものです。

3つ目の基本ソフト等の使用料については、県警察の業務用パソコンで使用するWindows等のソフトウェアのライセンス契約料です。

4つ目の警察本部庁舎中央監視装置賃借料は、警察本部の電気や空調等の各種設備を制御している中央監視装置が設置から20年以上経過し老朽化しているため、装置一式について10年リースにより更新するものです。

次に、デジタル化の取組として、県民サービスの向上や事務の効率化に資する主なものについて説明します。

1つ目は先ほど債務負担行為で説明しました運転者管理システム整備事業で、自動受付やチェックの省力化を実現させることができます。

2つ目は自動車保有手続のワンストップサービス事業であり、これは自動車を保有するために必要な手続であるナンバー取得、保管場所証明、自動車税の納付のオンライン化を進めるもので、高知県では令和5年1月から運用が開始されます。県警察では、オンラインによる保管場所証明申請や電子収納を利用できる環境を整備します。

3つ目は国が主導しているものではありませんが、警察行政手続のオンライン化です。これは、令和3年6月から全国的に運用が試験的に開始され、現在20の交通や警備業関係などの申請手続をオンライン化していますが、今後もさらに対象業務が拡大される予定であり、令和3年度に整備しました端末等を活用して対応してまいります。

県警察では引き続き、各システムを警察庁の基幹システムに移行させる等により、デジ

タル化の推進を図ってまいります。

続きまして、お手元の資料④令和4年2月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の360ページの公安委員会補正予算総括表を御覧ください。

2月補正予算見込額は、1億1,468万7,000円の減額です。まず、歳入予算を説明しますので、資料の361ページを御覧ください。

款8使用料及び手数料、飛びまして款14諸収入については、講習受講者の減など、歳入見込みを単に下回ったことによる減額であります。

款9国庫支出金は、1,953万2,000円の増額ですが、交付金事業の契約差額による減額の一方で、国の補助金交付決定額が当初の歳入見込みを上回ったことによるものです。

款15県債の警察施設整備事業債は、宿毛警察署の移転用地購入費が当初見込みを下回ったことなどによるものです。

次に、歳出予算につきましては、資料の363ページを御覧ください。1億1,468万7,000円の減額補正の理由についてですが、高齢者講習の受講者数が見込みを下回ったことによる講習委託料等の減、また、退職者が見込みを下回ったことによる退職手当の減、また、会計年度任用職員の報酬、共済費等が見込みを下回ったことや、競争入札等による契約差額、そして、新型コロナウイルス感染症の影響などによる会議、入校等の中止に伴う旅費の減などです。

次に、繰越明許費につきまして、資料の366ページを御覧いただきたいです。今回お願いしています繰越明許費の補正は2つの事業です。

1つ目の庁舎等整備費は、土佐警察署と須崎警察署の外壁改修工事についてです。これらの工事は、年度当初から県建築課の技術支援を得て施工方法等を再検討した結果、工費が大幅に低減できる見込みとなりましたが、検討に日数を要し、年度内完成に必要な工期の確保が困難となったことから繰越しをお願いするものです。

2つ目の交通安全施設整備費は、半導体等の不足による信号制御機の製造遅延を原因とする入札辞退、また、資材価格の高騰による工事内容の変更、見直し等が生じたため、年度内の工事完了が見込めないほか、元となる道路工事そのものの遅延により年度内工事の完了が見込めないことから、繰越しをお願いするものです。

以上、御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 先ほどの御説明の中で、宿毛署、室戸署の実施設等の話がありましたが。今後、開署するまでのスケジュールを、どう計画されてるのか。ちょっと教えていただけたらと。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 まず宿毛署ですが、新しい庁舎で仕事を始める開署予定として、現時点では令和6年の秋頃を予定しています。本年度、庁舎建築に係る設計委託

をする予定でありまして、来年度当初から建築工事を開始しまして、令和6年度秋までに工事を完了させて、それから開署と。その後、同じ敷地内に警察の宿舎も建設させていただく予定ですので、その工事が終わり次第、そちらにも移るという計画であります。

一方の室戸署でありますけれども、今年度造成を行わせていただく予定です。それで造成後1年ほどちょっと土地を休ませて、令和6年末ぐらいから庁舎の建築工事を開始しまして、令和7年中には完了させて、令和8年当初にはもう新しい庁舎で仕事を開始すると、そういう段取りで進めております。

◎黒岩委員 そうなりますと、現庁舎の跡地利用というか、どんな計画で考えられてるんでしょうか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 現庁舎は、まだ明確に決まったわけではないんですけれども、現時点では庁舎を壊さずに、そのままの形で土地と一緒に売却する方向で、調整をしておるところであります。

◎坂本委員 1つは②の冊子の708ページ、交通安全施設整備費の一番下にある修繕工事請負費。この中に道路表示標識の修繕とか、そういったものが入っているということだと思うんですけども。これの予算は1億516万5,000円ということなんですけども。予算見積りでは、もっと大きな額2億198万8,000円が計上されてたんですけども、約半分になってるというのは、査定の中で減額されたんでしょうか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 結論から言うとそういうことになるんですけども、1億516万5,000円という額は、令和3年、令和2年と比較しても、それほど大きな変動がない額であり、工事の発注その他を考えたら、ぎりぎりこれでもできると考えております。

◎坂本委員 ぎりぎりそれでもできるということなんですけども、警察本部としては一応、2億5,000万円ほど要望はしたわけですね。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 そのとおりでございます。

◎坂本委員 要望をするということは、それだけ必要性があるから要望したと思うんですよ。私たちも地域で、消えてしまったような表示とか、そういったものをいっぱい見受けるわけで。それがその年度の予算の中ではできなくて、先送りされるとかいうことも結構あると思うんですね。やっぱり交通安全の面からいうと、ここの部分の予算は何とか確保して、できるだけ早い段階でそういう表示を修繕していく。それがやっぱり、歩行者にとっても安心安全につながるでしょうし、道路運転者などにとっては、気をつけていただくということの、啓発にもつながるだろうと思うんですけども。その辺は何とか増額して、県民の要望に答えていくという、今後の予算獲得に向けた決意というようなものは、どうでしょうか。

◎熊坂本部長 委員御指摘のとおり、我々もできる限り、直していきたい、安全・安心のためにはやっていきたいと思っております。一方で限られた予算を効率よく使っていくと

ということもございますので、全体のバランスを見ながら、やっていかざるを得ないのかなというようにところでもございます。今御指摘ありましたとおり、我々もこういう場以外でも、いろんなところから消えた横断歩道の塗り直しをしてくれというような要望も聞いておりますので、そういった県民の声にも応えていきたいという強い思いは持っております。

◎坂本委員 ぜひそういうことで、よろしくお願ひしたいなと思います。

それと南海トラフ地震対策の関係で、いろんな備品等が購入されたりしてるんですけど。その中の非常用食料飲料水の減耗更新費として160万6,000円、いわゆる消耗品、備品購入費、役務費などの中に含まれているとお聞きしてるんですけども。この、非常用食料とか飲料水は、期限が来たものはどういう処理をされてますか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 期限が来るものは、事前にももちろん分かることですので、我々の訓練のときに使わせていただいたり、また地元、防犯関係の地元との共同作業のときに、訓練として使わせていただいたり、そのように消費しております。

◎坂本委員 今また防犯という言葉が出ましたが、これ防災なんですよ。警察本部の皆さんは本当にね、防犯という言葉が染みついています。何年も前から私そのことを指摘するんだけど、防災なんですよ。

例えば高知市だとか県は、こういったものが消費期限が切れそうになると、その一定前から地域の防災会に対して、これこれがあります、必要な防災会は申し出て下さいということで、活用してもらおうようにしてるんですよ。けど今、警察本部が言われた、地域でも活用してますと言われますけど、警察本部から提供があつて、そういったものを活用しているというのは、あんまりお聞きしないんですけども。実績的にどんなものがありますか。どれだけあります。どこの防災会で活用してもらってるのか。

◎筒井警備部長 申し訳ございません。実際に自主防災組織の訓練で、消費期限が近づいた備蓄の食料とか飲料水、どれだけ使ったという数は、集計はしておりません。申し訳ないです。

◎坂本委員 多分、それぞれの防災会は、提供いただけたら活用したいという機会はあると思うんですね。ですから、ぜひ警察本部も、そういった期限切れになる一定手前の段階で、もう期限切れになったものを回されても困りますけど、地域のそういった組織に提供するとか、そういうことをぜひよろしくお願ひしておきたいと思います。

◎西内（隆）副委員長 令和3年度補正予算の中で繰越明許の話がありました、交通安全施設整備費で1億3,500万円ほど、信号機の半導体に関わる部品が欠品しておいて、納入が遅れておったということもございますけれども。これによってもともと更新予定であった信号機の寿命の関係とか、運用上支障がないのかというのを、まずお願ひします。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 たしかに、今回信号関係の工事の繰越額が多いんですけど

れども、いわゆる物が入ってこないということ、それとコロナによる人の動き、工事するための人がうまく回せないということで、入札辞退が起きているのが事実であります。それで、遅れたことによって影響があるかということなんですけれども、例えばこれが2年、3年遅れたとなると、やはり影響が出てくる可能性が高いんでしょうけれども、今のところ今年度中にはできないけれども、来年度早々着工ができるという見込みが全て立っておりますので、その点については心配をしております。

◎西内（隆）副委員長 それならばよかったです。それ以外にも、来年度新しくいろいろ予算を措置して、購入する備品なんかがあると思うんですけど。同様に、納入の遅れが出てきて、懸念材料があるんじゃないかと思うんですけど。どうでしょうか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 例えば100頼んでいるものが数がそろわないというのは、一部出てきているんですけども。今後の警察運営に関係して、大きく影響を与えるようなものは今のところありません。

◎西内（隆）副委員長 もちろん、考えながらやってらっしゃると思うんですけども。そのほか交通安全以外にも、様々な警察の通常の活動に必要な備品で、そういうおそれのあるものは極力、早め早めに発注を心がけていただいて、正常な職務が担保できるよう頑張っていただければと思います。

それから、710ページで御説明いただきました中に、運転者管理システム云々の話と、あとオンライン車庫証明の話なんかもあったと思います。その辺りちょっと説明いただきたいんですけど。オンラインの車庫証明という単語は使ってなかったんですけど、多分そうじゃないかなと思うんですけども。従来は届けをするときには、窓口に行って、手書きの図面をお出しして、後日警察が、その当該の場所をチェックしてという流れやったと思うんですけど。それがどんなふうに変わるということですか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 申請が一括して、取りあえずオンラインでできると。現時点では、新車の場合だったらナンバーを取りに行く、車庫証明の標章を取りに行くというのは、やはり1回は各行政機関に出向かなくちゃいけないのが現実です。それも今後、徐々に改善されていくのかなと。

◎岡崎交通部長 O S S、車庫証明の関係ですけど、1回は警察署へ行かないかんということになってましたけど、全国的な要望がありまして、これが郵送で送ってもらえるということで、1回も行かなくても済むような方向に向かっております。

◎西内（隆）副委員長 郵送というのは、手書きにも対応せないかんからということなのか。それとも、例えばパソコン上でPDFでやるとか、特定の書式にのっとればデジタルのまま、申請できるのかとか。その辺りはどんな設計になってますか。

◎岡崎交通部長 済みません。ちょっと質問内容が分からなくて。

◎西内（隆）副委員長 ごめんなさい。多分お手紙って言ったんで、それは返送の部分の

話ですかね。警察側からの。

◎岡崎交通部長　そうです。

◎西内（隆）副委員長　ごめんなさい。はい。分かりました。それはできるところとできるところがあると思うので、順次進めていただけたらと思います。分かりました。

それとその、運転者管理システム更新委託料の件なんですけど。高度化、合理化のためにということなんですけど。またそのコストの縮減なんかにも話が触れられました。そのコストの縮減というのは、具体的に何かどのくらい減るとかというのは、見積りが出とるんですか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長　ちょっと資料を整理しますので、若干時間をいただきたいです。

◎下村委員長　今、出せるぐらいの時間ですか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長　御説明申し上げます。現状と、令和6年度から開始するシステムと比較すると、開始して5年目の令和11年度には、もう完全に黒字転換すると。今の試算では、おおむね令和11年度からは、年間3,000万円ずつぐらい、運転のコストが低減できるのではないかと考えております。

◎西内（隆）副委員長　3,000万円といったら大きい金額やと思いますので、しっかりやっていたいただければと思います。よろしくをお願いします。

◎中根委員　交通安全のことで、お伺いをしたいのですが。教育委員会で、本来聞いたほうがよかったのかもしれませんが、国が児童の交通安全、通学路の安全をうたって、今年度調査をしていたと思うんです。高知県の調査の状況と、いろんな表示の問題などでも予算がなくて、なかなかスピーディーにいかないようなところがたくさんあるんですけど。交通安全で道路を直したり、安全な通学路をつくるための予算というのは、どんなふうに出てくるのか。それを教えていただきたいのですが。分かれば。進捗も含めて。

◎岡崎交通部長　千葉県の八街市の対策を受けまして、全国的に対策を取ってるんですけど。高知県につきましては、教育委員会が204か所を選定して、道路管理者、区市町村等ですが、386か所を指定、警察としては115か所を指定して、その交通安全対策を取ろうということ。横断歩道を新設したり、信号機の改良とか、いろんなもろもろ警察ができることをやっていこうということ。金額はお答えすることはちょっとできません。予算の中で、こうやっていこうということ。信号機改良とか、横断歩道の改良の中に入り込んでますので。

◎中根委員　私は国が予算も出すのかなと思っていましたけれども、そういう予算も入り込んだ形になってるわけですか。それはスピーディーにできるような中身になってるんでしょうか。

◎岡崎交通部長　うちがとれる対策は、スピーディーに対応しております。3年度もやっ

ておりまして。千葉県みたいな大きな事故も発生はしておりませんので。特に千葉県のあのあったような、現場みたいな危険な場所は、あんまり把握はできておりません。

◎中根委員 市町村からなどの、教育委員会なんかからの要望の中にも、強弱はもちろんあると思うんですけども、これを1年の年度内で解決しようとしているのか。その辺りはどうですか。

◎岡崎交通部長 それは予算的な問題もありますので、1年とは限定はできません。

◎中根委員 大体どんな見通しを持たれてるんでしょうか。

◎柳瀬警務部参事官兼会計課長 予算ベースで申しますと、国の補助金で、未就学児の移動経路における安全対策費というのが、信号機関係であるんですけども。過去数年をちょっと見てみますと、令和2年に約5,700万円、それで来年度令和4年に約1,200万円。これが事業で認められてまして。ほぼ例年、あるいは隔年に事業として認められて、一定の信号機なり、整備ができていくというところです。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈生活安全部〉

◎下村委員長 続いて、生活安全部の説明を求めます。

◎朝倉生活安全部長 私からは、高知県行政書士法関係手数料徴収条例等の一部改正について御説明いたします。資料⑥高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の42ページを御覧ください。

今回の条例の一部改正については、全国的に統一した事務手数料を徴収することを定める、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正を考慮し、銃砲刀剣類所持等取締法等に基づく手続に係る手数料の金額を改定するものでございます。

標準政令に定める手数料の標準額につきましては、地方分権計画に基づき、原則3年ごとに見直しされるものであり、今回は、高知県警察所管事務のうち、猟銃や刀剣類等の所持許可証について、住所や氏名等記載事項の書換えに係る手数料が1,800円から1,600円に改定するものであります。なお、施行日は本年4月1日となっております。

次に、高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例について御説明いたします。資料⑥高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の137ページを御覧ください。

高知県青少年によるテレホンクラブ等営業の利用を助長する行為等の規制に関する条例については、成年擬制の規定が廃止される民法の改正により、青少年保護育成条例の青少年の定義を改正することに合わせて、この条例についても、第2条の（1）青少年の定義について、「6歳以上18歳未満の者（配偶者のある女子を除く。）をいう。」の条文から（配偶者のある女子を除く。）の部分削除し、同様に文言を整理するものとしたものです。なお、条例の施行日は本年4月1日となっております。

私からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 ちょっと条例じゃないんですけど、生活安全部に関係してくるかと思って、ちょっとお聞きしたいんですけど。さっき冒頭の本部長の御説明の中で、組織変更等の関係でお話がありましたけども。その際に人身安全対策課ですかね。今までは室だったものを課にするということなんですけども。この人身という言葉が、非常に一般県民にとっては、いかがかなと思うんです。警察の組織的にはそういう言葉が普通なのかもしれませんけども、県民にとって、人身安全という言い方がなじみにくいんじゃないかなと思ったりして。もっとこう県民から、本当にさっき言われたようないろんなことに特化して対応するようなこととして、県民が本当に相談したりとか、駆け込んだりとかできるような、なじみやすい名称というのはないのかなあというて。新聞で発表を見たときから、ずっと感じてたんですけども。やっぱり全国的にも、そういう名称が使われたりしてるんでしょうか。

◎朝倉生活安全部長 全国的にも人身安全の名称が使われているところが多いと思います。

◎西内（隆）副委員長 教えてください。この条例変更のところで、高知県青少年によるテレホンクラブ等と書いてますけど、今日においてテレホンクラブ等に該当するものがどういったものがあって、県下では何件かあるんですかね。その辺りひよっと、参考に教えていただけますか。

◎朝倉生活安全部長 テレホンクラブについては、これは現在実態は把握されておりません。以前、非常にはやった時期がございまして、無店舗型と店舗型ということで、営業されていた時代がございしますが、少なくとも本県においては、現在は確認されておりません。

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈警務部〉

◎下村委員長 次に、警務部の説明を求めます。

◎篠崎警務部長 警察職員のサービスの宣誓に関する条例及び公安委員会委員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例議案の内容について御説明いたします。お配りしております資料⑥高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の8ページを御覧ください。

今回の条例改正につきましては、令和3年3月に、職員のサービスの宣誓に関する政令及び国家公安委員会規則である、警察職員のサービスの宣誓に関する規則の一部が改正され、職員のサービスの宣誓の実施方法につきまして、任命権者またはその指定する職員の面前で宣誓書に署名しなければならないとする規定等を削除し、宣誓書を任命権者に提出することのみが規定されたことから、高知県警察職員及び高知県公安委員会委員のサービスの宣誓の実施方法についても、同様の改正を行おうとするものであります。

具体的には、これまで警察職員にあつては、本部長または本部長の定める上級の公務員

の面前において、公安委員会委員にあつては、知事の面前において宣誓書へ署名をしてからでなければ、その職務を行つてはならないと規定されていたところ、宣誓書を提出することのみを規定し、宣誓書への押印を要しないものとするほか、所要の規定の整理を行うものでございます。

私からの説明は以上でございます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

〈交通部〉

◎下村委員長 次に、交通部の説明を求めます。

◎岡崎交通部長 高知県警察手数料徴収条例の一部を改正する条例議案について、御説明いたします。お配りしております、青色インデックスの警察本部説明資料の2ページをお願いいたします。

本条例は、令和2年6月に公布された道路交通法の一部改正と、本年1月に公布された、運転免許等に関する手数料の標準を定めた、道路交通法施行令の一部改正に伴い、運転免許等に係る手数料の額を改定するものです。

道路交通法の改正要点は、高齢運転者に対する痛ましい交通事故を防止するための高齢運転者対策の充実・強化と、タクシー、バス、トラック業界等の深刻なドライバー不足に対応するための、第二種免許等の受験資格の見直しの2件であります。

高齢運転者対策の免許更新につきましては、資料の高齢運転者対策の充実・強化の欄に記載しています。大きな青色矢印の右側が、条例施行後になりますが、2つあった高齢者講習が一元化され、70歳から74歳までの方は、座学や適性検査、実車指導の2時間、6,450円になります。75歳以上の方が受けなければならない認知機能検査の手数料は、750円を1,050円に改正します。

75歳以上で、普通免許以上の運転免許を持っており、過去3年以内に11種のいずれかの交通違反をした方には、運転技能検査が義務づけられ、その検査費用が3,550円になります。

なお、原付などの普通免許以外の方や、運転技能検査に合格し実車指導が免除になった方は、座学、適性検査のみの1時間2,900円になります。

次に、第二種免許等の受験資格の見直しの欄をお願いいたします。自動車学校が行う特例講習を修了した方につきましては、第二種免許、大型免許、中型免許の受験資格を19歳以上で、普通免許取得後1年以上経過した方に緩和します。現行の取得可能年齢である第二種免許と大型免許は21歳、中型免許は20歳になるまでの間を、若年運転者期間と定め、取得者がその期間内に3点以上の交通違反をした場合は、新設された若年運転者講習の受講が義務づけられます。手数料は、講習1時間当たり2,250円で、2日間で9時間の講習になり

ますので、手数料の合計は2万250円になります。

なお、正当な理由がなく、この講習を1か月以内に受講しなかった場合は、特例措置により取得した第二種、大型、中型免許は取消しになります。

最後に、この条例の施行日は全国一斉に本年の5月13日になります。

以上で説明を終わります。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、警察本部を終わります。

ここで、20分ほど休憩を取りたいと思いますので、2時55分から再開します。

(休憩 14時33分～14時55分)

◎下村委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。

《監査委員事務局》

◎下村委員長 次に、監査委員事務局について行います。

まず議案について、事務局長の説明を受けます。

◎中村監査委員事務局長 それでは、令和4年度の当初予算案につきまして説明させていただきます。お手元の資料ナンバー②議案説明書(当初予算)の713ページをお願いいたします。

令和4年度の当初予算案としまして、1億6,601万3,000円をお願いしております。右の説明欄に沿って説明いたします。

まず、1監査委員運営費の監査委員報酬499万2,000円は、非常勤の監査委員3名分の報酬です。

次の特別職給与費1,196万6,000円は、常勤の代表監査委員の給与です。

また、事務費204万5,000円は、監査委員4名の旅費などの活動経費となっております。

次の2人件費は、事務局職員16名の人件費です。

次の3監査委員事務局運営費の工事監査委託料39万円は、技術的な調査を専門的な団体に委託するもので、監査の充実を図るために、令和3年度より新たにに取り組んでいる事業でございます。

次の全都道府県監査委員協議会連合会等負担金は、全都道府県監査委員協議会連合会への負担金8万円と、四国4県監査委員協議会への負担金1万円とを合わせたものです。

次の職員研修負担金17万6,000円は、事務局職員が日本経営協会や会計検査院などが実施する研修を受けるための経費でございます。

次の事務費1,221万円は、3名の会計年度任用職員の報酬や、監査業務を執行するための旅費などの事務局経費でございます。

なお、令和3年度補正予算につきましては該当ございません。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

◎坂本委員 工事監査委託料の関係で、専門的な知見も寄せていただいて、監査してもらうんですけど。その委託先の方は、監査事務局の皆さんと一緒に、例えば土木事務所なり行って、監査に立ち会うとかいうことなんでしょうか。

◎中村監査委員事務局長 そうですね。令和3年度につきましては、大阪技術振興協会に委託しておりまして、安芸土木事務所の道路工事と、高知警察署の建築工事について監査していただいたんですけども。事前に書類を相手方に送って、設計書等を事前に見ていただいて、そして現地でも立会をしていただいて、チェックしていただくという形で、事務局と一緒に監査を実施しております。

◎坂本委員 今のでいうと2件だけなんですか。

◎中村監査委員事務局長 令和3年度につきましては、2件になります。

◎坂本委員 例えば、令和4年では大体何件ぐらい予定しているのか。場所を変えるのか、所属場所を変えるのか。その辺はどんなに。

◎中村監査委員事務局長 まだ最終的な監査委員の協議が整っておりませんので、決定はしていないんですけども。今年度については土木部、それから警察ということで、監査を実施しましたので、事務局としては、来年度はまた他部局の工事等の監査を実施したいと考えております。

◎坂本委員 それで、39万円ということなんですけど、その中には旅費とかも含まれてるということですか。

◎中村監査委員事務局長 相手方の旅費等も含まれております。

◎坂本委員 分かりました。

◎西内（隆）副委員長 先ほどの坂本委員の関連なんですけど。それぞれ事務局でテーマを持って、毎年毎年いろいろやっつけらっしゃると承知しておりますけれども。例えば県で、いろんなシステム関係ですね、ソフトウェア絡みとか、あるいはそのサーバーまで組み合わせたようなものとか。そういった分野については、過去何かテーマとしてやったことはあるんですかね。

◎中村監査委員事務局長 これまでICT関連の監査というのが実施できておりません。非常にその専門性が高い分野でもありますので、実際に監査に入るとなった場合、例えばその業者に委託するにしても、どういった業者だったら受けられるのかというところ辺りで、ちょっと事務局で協議をしたりしているところなんですけども。将来的には考えて

いかなければいけないテーマだと思っております。

◎西内（隆）副委員長 先ほど事務局長がおっしゃった、高度で専門的な分野であるがゆえに、我々もなかなか切り込みづらい部分でもあるわけでございまして。そういう知見も借りながら、ぜひまた将来できそうであれば着手していただければと思います。

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、監査委員事務局を終わります。

《人事委員会事務局》

◎下村委員長 それでは次に、人事委員会事務局について行います。

議案について、事務局長の説明を求めます。

◎澤田人事委員会事務局長 令和4年度の当初予算につきまして御説明いたします。お手元の資料のナンバー②当初予算の715ページをお願いいたします。

人事委員会の予算総額は1億4,413万円でございまして、前年度比1,703万7,000円、率にして、13.4%の増となっております。

財源内訳のうちの特定財源166万1,000円は、市町村などから公平委員会の事務を受託しておりますことから、その事務処理に要する経費を諸収入で受け入れているものでございます。

717ページをお願いいたします。歳出予算につきまして、説明欄の項目に沿って御説明させていただきます。

1 人事委員会運営費は、3名の委員の報酬と人事委員会の全国組織や、四国の組織に対する負担金及びこうした会に出席するための旅費でございます。

2 人件費は、事務局職員15人に対するものでございます。なお、令和3年度当初予算と比較いたしますと、職員数は1名増で、予算額は1,798万1,000円増となっております。このうちの職員数の1名増は、育休代替職員が本年度1名から2名に増加したためでございます。また、予算額の増の主な要因としましては、先ほど申し上げました育休代替職員1名増に加えまして、育児休業を取得しております2名が4月から復帰いたしますことから、その分の予算を計上しておく必要がありますので、合わせて3名増の予算計上となったものでございます。

3 人事委員会事務局運営費は、職員の採用試験の実施や、給与などの勧告、報告、職員の不利益処分に関する審査請求の事務などを行うための経費でございます。

以下、委託料が並んでおりますが、ほとんどが採用試験に関するものでございます。

まず、適性検査判定委託料は、職員採用試験におきまして、受験者の適性を判定するための検査に要する経費でございます。

次の試験問題作成等委託料は、障害者を対象とします選考試験や社会人経験者採用試験などの試験問題の作成委託料でございます。

次の点字版試験問題作成等委託料は、目の不自由な方が受験できますよう、点字版の試験案内や、試験問題等を作成するための経費でございます。

次の採用試験事務電算処理委託料は、採用試験業務を速やかに処理するため、受験者の回答をデータ処理するための経費でございます。

次のボイラー等検査委託料は、試験研究機関等で新たにボイラー等を新設する際には、当委員会において、労働安全衛生関係法令の規定によります検査を行う必要があります。その検査を専門機関に委託するための経費でございます。

次の718ページをお願いいたします。人事試験研究センター負担金は、上級試験や初級試験など、全国統一実施の試験問題の提供を受けております、公益財団法人日本人事試験研究センターへの負担金でございます。

事務費の主な内容は、採用試験などに要する職員旅費や、会場借上費、広告費、印刷製本費、感染症対策を含みます消耗品の購入費などでございます。

なお、来年度の採用試験につきましては、去る3月2日に試験日程を公表いたしました。また3月14日、昨日からは動画配信サイト、ユーチューブのライブ配信機能を活用いたしまして、オンラインでの職員採用ガイダンスを開催しているところでございます。このガイダンスでは、プロモーションビデオの配信や、受験を考えている方々と近い年代の若手職員が語りかけることで、様々な職種におけます公務の魅力や、県職員としてのやりがいをアピールしまして、人材のさらなる確保につなげてまいりたいと考えております。

続きまして、令和3年度の補正予算につきまして、御説明させていただきます。資料ナンバー④の補正予算の368ページをお願いいたします。

人事委員会事務局運営費のうち、不用となることが見込まれます304万7,000円を減額補正しようとするものでございます。減額予算の主な内容は、点字による受験を希望する方がいなかったことや、コロナ禍により、会議や就職説明会の在り方が見直された結果として、出張旅費の節減が図られたことなどによりまして、委託料と旅費を減額するものでございます。

説明は以上です。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、人事委員会事務局を終わります。

《議会事務局》

◎下村委員長 次に、議会事務局について行います。

それでは議案について、事務局長の総括説明を求めます。

なお局長に対する質疑は、課長に対する質疑と併せて行いたいと思いますので、御了承

願います。

◎行宗議会議務局長 議会議務局からは、令和4年度当初予算と令和3年度の補正予算を提出させていただいております。

議会議務局では、議会が執行部と緊張ある関係を保持しながら、監視機能や政策提言機能を十二分に発揮し、県民の方々の期待に応えられますよう、その補佐機関としての役割を果たすよう努めているところでございます。

このため取組の柱といたしまして、4点を掲げて取り組んでいるところでございます。

まず1点目が、開かれた県議会の一層の推進ということ、それから2点目が、執行部への監視機能の強化、3点目としまして政策提言機能の強化、そして最後4点目として、災害等危機管理事象への対応の強化、こうした4点を重点項目として位置づけまして、議員の皆様方の活動を積極的にサポートさせていただきたいと考えております。

令和4年度につきましても、引き続き円滑かつ適切な議会運営が行われますよう努力してまいります。

提出議案についてでございますけれども、令和4年度当初予算につきましても、令和3年度と比較しますと3,200万円余りの減となる、総額で10億600万円余りの予算をお願いしております。

また、令和3年度補正予算では、年度途中で辞職されました方々の議員報酬などのほか、不用となっております旅費、事務費など4,300万円余りの減額をお願いしております。

詳細につきましては、総務課長から説明させていただきます。

簡単ですが、私からは以上でございます。

〈総務課〉

◎下村委員長 続いて総務課の説明を求めます。

◎濱口総務課長 令和4年度の当初予算について説明させていただきます。資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の5ページを御覧願います。

令和4年度の議会予算は10億647万2,000円で、前年度との比較で3,283万6,000円の減、率にしまして3.1%の減額となっております。

右端の説明欄を御覧ください。まず、1議会運営費につきましても、合計6億8,883万6,000円を計上しており、対前年度で903万3,000円の減額となっております。

議会運営費の内容としましては、まず議員報酬等は、議員の皆様への報酬、期末手当、共済費です。対前年度で470万8,000円減額となっておりますが、主な内容は、人事委員会の勧告に基づきます一般職員の期末勤勉手当の引下げに準じて、議員におきます手当の改定をしようとするものです。

次に、健康診断委託料は、議員の皆様への人間ドックを医療機関に委託する経費でございます。

次の政務活動費交付金は、議員の調査研究その他の活動をするために必要な経費の一部として、会派や議員に対して交付するものでございます。

次の運営費は、主に応招、旅費や委員会の調査出張等の議員の皆様が議会活動を行う際に必要な旅費や、議長、副議長の各種会議への参加のための旅費や交際費でございます。

次に、2人件費の一般職給与費は、事務局職員29名分の給与費で、人数の増減はございません。

次に、3事務局運営費は9,289万4,000円で、対前年度で1,226万4,000円の減額となっております。

委託料のうち、まず議事記録反訳等委託料は、本会議や委員会の議事録音テープを正確に反訳するための業務を委託するための経費です。

次の本会議場放送設備保守点検委託料は、円滑な議会運営のために、本会議場の放送設備の保守点検を行うための業務を委託する経費でございます。

次の県議会情報システム保守等委託料は、県議会内ネットワークの運用を維持するため、保守運用業務を委託する経費です。

次の広報紙配布等委託料は、こうち県議会だよりの配布を各市町村に委託するものと、点字版と録音版の作成、配布を委託する経費でございます。

一番下のインターネット中継システム保守管理委託料は、本会議のインターネット中継を行っていくため、保守管理業務を委託する経費です。

次のページの上から1つ目のケーブルテレビ中継運用委託料は、本会議のケーブルテレビ中継を行っていくため、保守運用業務を委託する経費です。

次の委員会調査等出張業務委託料は、出先機関等調査の委員の移動に係る車両の手配と、運送を委託する経費でございます。

1つ飛ばしまして、分担金、負担金につきましては、全国都道府県議会議長会や、各種協議会への負担金と、職員の能力向上を図るための研修等への参加費用を計上しております。

一番下の事務費につきましては、主なものとしまして、会計年度任用職員の報酬等や、会議録、議会だより等の印刷製本費、旅費等の事務局職員が業務を遂行する上で必要な事務経費を計上しております。

なお、令和3年度にインターネット中継システムの機器の更新が完了したことなどにより、対前年度比が1,157万2,000円の減となっております。

令和4年度の当初予算については、以上でございます。

続きまして、令和3年度補正予算について説明させていただきます。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の4ページを御覧ください。

総額で4,315万4,000円の減額補正を行うこととしています。

右端の説明欄を御覧ください。まず、1 議会運営費につきまして、3,192万9,000円減額しております。これは、今年度、議員辞職された方々の報酬、期末手当、政務活動費と、新型コロナウイルス感染症の影響により海外派遣が中止されたことなどに伴い、不用となった旅費などを減額するものでございます。

次に、2 事務局運営費につきまして、1,122万5,000円減額しております。これは、新型コロナウイルス感染症の影響により中止となった海外派遣の旅費などの諸費用や、職員旅費の執行残を減額しております。

以上で、私からの説明を終わらせていただきます。

◎下村委員長 質疑を行います。

(なし)

◎下村委員長 質疑を終わります。

以上で、議会事務局を終わります。

お諮りいたします。

以上で、議案についての審査は終了いたしました。ほかの委員会の採決が終わっていませんので、本日の委員会は終了とし、採決については、あした行いたいと思いますが御異議ありませんか。

(異議なし)

◎下村委員長 それでは、採決については、明日午後1時半から行いたいと思います。

なお、ほかの委員会の状況で遅れることがあれば、事務局から連絡させますので、よろしく願いいたします。

本日の委員会はこれで閉会いたします。

(15時18分閉会)